

1. 令和3年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和3年9月16日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	熊田 一泰	市長公室長	日置 美晴
総務部長	古田 年久	市長公室付部長	河合 保隆
健康福祉部長	田口 昌彦	農林水産部長	五味川 康浩
商工観光部長	可児 俊行	建設部長	小酒井 章義
教育次長	佃 良之	消防長	笹原 克仁

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

◎開議の宣告

- 議長（山川直保） おはようございます。議員各位には、出務、御苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山川直保） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議規則第88条の規定により会議録署名議員には、2番 長岡文男議員、3番 田代まさよ議員を指名いたします。
-

◎発言の取消

- 議長（山川直保） ここで、熊田教育長から、昨日の蓑島議員の一般質問の答弁について発言の申出がありましたので、許可いたします。

熊田教育長。

- 教育長（熊田一泰） では、失礼します。

昨日の蓑島議員の質問の最後の北部プールに関する答弁につきまして、誤解を招くおそれがあると考えましたので、おわびして、削除のお願いをしたいと思います。申し訳ありませんでした。

- 議長（山川直保） お諮りします。

ただいま、教育長から発言の取消の申出がありました。この発言の取消申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山川直保） 異議なしと認めます。よって、熊田教育長からの発言の取消を許可することに決定いたしました。
-

◎一般質問

- 議長（山川直保） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。

質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 森 喜 人 議 員

○議長（山川直保） それでは、12番 森喜人議員の質問を許可します。

12番 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして一般質問をします。

今日は地域共生社会の実現に向けてということで、1つだけありますが、まさに福祉の最先端の質問ということになるかと思えます。

昨日、2番議員がお母さんの話をされましたけれども、本当に福祉というのはいろんな形でそうした経験をしないと分からない部分があるのかなということは本当に痛感しております。

実は私も母親が非常に介護の分野で苦勞をしました。私の曾祖父、そして、祖母、それから父をずっと介護して、そして、森家に嫁いできたのは介護のために嫁いできたというようなところがありまして、私もその姿を見て、介護については本当にずっと、議員生活14年目になりますが、この介護については、いろんなところで勉強もし、また、尋ねてきたというところがございます。

先般、研修会に出たときに、本当にいろんな、全てのひきこもりであるとか、また、様々な分野の講義がありまして、そこで、国はいよいよ変わりつつあるなということを実は実感をしたところでございます。

後ほど話しようと思っておりますけれども、私は富山型デイサービスというのを一生懸命勉強しました。富山型デイサービスということです。福祉の分野ですが、富山からスタートしたデイサービスということですが、これも私は一般質問でしたことがありますけれども、なかなか郡上でも、また、岐阜の中でもあまり関心を持ってもらえなかったということでありましたけれども、しかし、この富山型デイサービスがまさに国を動かしたということが最近よく分かる状況になってきているということもあるわけであります。

それは、縦社会、縦割りの社会ということ、縦割りの行政が続いてまいりました。それを横に串を刺して、本当にごちゃ混ぜのこの介護というものを実は展開しよう。これは富山型デイサービスのスローガンでもあるわけでありまして、これを全国に実はこの福祉のサービスが伝わっていったわけでありまして。

地域共生政策、社会政策に関するこれまでの経緯を少しお話ししたいと思います。

この前もお話をしましたけれども、2015年4月に生活困窮者自立支援制度の施行ということで、これは画期的な法律であるというふうに言われています。これは給付から相談に重点を置くということで、6年前ですけれども、その2015年に制定されました。

それから、2015年9月には新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン。それから2016年6月には日本一億総活躍プランの中に地域共生社会の実現が盛り込まれました。

そして、次の2つが非常に重要なんですが、2017年2月「社会福祉法」が改正をされました。そ

の中に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正ということがあります。これは1問目の質問になるわけですが、このことが盛り込まれました。

そして、この12月には市町村における包括的な支援体制整備に関する指針ということで、市が担当するというのであります。

それから、2020年3月には「社会福祉法」改正がなされまして地域共生社会の実現のための改正ということでもあります。

この2017年と2020年の改正によって福祉は大きく変わってきたというふうに思います。ここ六、七年の間に大きく変わってきたということであり、これは日本の福祉社会を目指す一つの姿になっているのではないかとこのように確信をいたしております。

そこで1つ目ではありますが、郡上市において、地域包括ケアシステムは機能しているのかと。これは地域包括ケアシステム、これは2025年問題、もしくは2040年問題と言われます。この団塊の方々が75歳を迎えるのが2025年、そして、団塊の方々のお子さんが、今度、75歳、高齢者になるのが2040年問題と言われるわけではありますが、こうした中で高齢化問題というのは大きな問題を抱えているわけですが、地域包括ケアシステムが機能していると言えるのかどうか。

先ほどから申し上げておりますが、地域包括ケアシステムは、これは保険者である市町村が地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくものであるということでもあります。

そして、ニーズに応じた住宅が提供されていることを基本に、生活上の安全安心、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で30分圏内で提供されるというようなこと。

そして、もう一つは、目標があって、それは独り暮らしで——認知症の独り暮らしの方が要介護2の段階で、こういった方々が地域で安心して暮らせるまちづくり、これが理想であるというふうに言われています。特養は要介護3以上が入るわけではありますが、要介護2以下の方々がこの過ごせる、快適に過ごせる福祉を提供する。

そして、もう一つ、いろんなことが言われるわけではありますが、包括的という言葉は、これは責任の所在が不明確になるのではないかとこの一つの疑問を私は持っているわけですが、そういった点についてお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保） 森喜人議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） お答えをさせていただきます。

郡上市では、地域包括ケアシステムの基盤づくりとしまして、平成25年から在宅医療・介護の連携を強化する取組を行ってまいりました。

医師会や歯科医師会、介護サービス事業所の協力もあり、これまでの取組によって、医療と介護が連携する体制が強化され、医療・介護間の情報連携や専門職の顔の見える関係づくりなどにつながり、高齢者の在宅の暮らしにおいて安心につながっているのではないかと考えております。

地域包括ケアシステムは、医療・介護のほか生活支援といった要素も重要です。

このことを踏まえまして、郡上市におきましては、平成27年度から生活支援体制整備事業を実施しております。

この事業によりまして、公的なサービスだけでは支え切れない部分を住民の互助の力で支える仕組みづくりを進めているところです。

現在に至りましては、徐々にではありますが、市内の各所で支え合い活動を行う住民グループが生まれてきております。

議員が提示されました認知症の要介護2の高齢者が地域で安心して暮らせる体制かどうか、そういった観点から郡上市の実態について述べさせていただきます。

郡上市の独り暮らしで認知症の要介護2の高齢者は令和3年9月現在で56人となっております。そのうち40人、約7割の方が在宅で独り暮らしをしておられます。

概況としましては、担当のケアマネジャーが必要なサービスを調整し、在宅での暮らしの支援をしつつ、さきに述べました医療・介護連携の仕組みの中で適切な医療が提供されているという状況です。

また、困難な課題が生じた場合などは、地域包括支援センターが関係者を広く集めた地域ケア会議を行うなどのサポートを行っております。

こうしたことから、現状としまして、郡上市の地域包括ケアシステムは一定の機能は果たしておると考えております。

ただし、今後は医療や介護の担い手の減少が加速化してきますので、自宅での暮らしを望む人ができる限り在宅生活を継続することができるよう、近隣の見守りなど、支え合いの充実や介護予防活動の拡大を含めた地域包括ケアシステムの機能強化を図っていく必要があると考えております。

次に、包括的といった言葉が使われていることで責任の所在が不明確になるのではないかという御指摘についてですが、確かに地域包括ケアシステムは医療・介護、介護予防、生活支援、住まいの支援など、幅広い分野にかかっていますので、責任の主体が分かりにくいといった点はあるかと思えます。地域包括支援センターが中心的なコーディネーター役を担いまして、地域包括ケアシステムの強化に取り組んでまいりたいと思っておりますので、そのことをできるだけ広く認識していただけるよう努力してまいりたいと思っております。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ほぼ、ほぼといいますか、機能しているという話がありました。

郡上市においては、私も高齢者福祉というのはそんなに心配はしていないわけなんですけど、そうした意味では、ぜひこのケアシステムセンター、センターも人数もそんな多くはないわけですね。センターの方々が責任を取るのではなくて、みんなで責任を取っていくという形になっていますので、ぜひ今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、2番目の地域共生社会の歴史的意義と現状ということで、ちょっと大げさな書き方をしましたけれども、どのように進めていくかということなんです。

この地域共生社会という言葉は地域包括ケアの上位概念であると。上の概念であるということでもあります。

地域包括ケアというのは、お年寄りの高齢者の問題でありますけど、この地域共生社会というのはもっと幅広いものであるということでもあります。高齢者だけの地域包括ケアではなく、障がいのある人、また、子どもたち、子ども等への支援にも普遍化させるということでもあります。

今、こども庁というようなことも、こども庁の設置についても検討されているようではありますが、そうしたものも含まれてくるということになります。

それから、先ほど申しあげました縦割りではなくて、ごちゃ混ぜの福祉ということで、富山デイサービスの例を挙げさせていただきましたが、これも惣万佳代子さんという、「このゆびと一まれ」という、いわゆるデイサービスをスタートしたわけですけども、彼女も30年ぐらい前に看護師さんをやっておられて、この医療もしくは介護に対する疑問を持った、その中、3人のメンバーが集まって、それで一軒家を借りてお年寄りの集まれば、障がいの方々も集まれば、そうした地域の子どもたちも集まればという、そういった形をつくって、まさにこれが国を動かしていったということが言えるわけでもあります。

それから、例えば、高齢の親とそれから無職の独身の50代の子が同居している世帯、つまり8050問題と言いますけれども、80歳以上の親とそれから50代の子どもと一緒に生活をしていると。高齢福祉は進んでいますから、80歳の親は、福祉、この補助を受けられますけど、50歳で、はっきり言ったら仕事を辞めてしまったような方が親が死んだときにもう既に仕事がないというような状況がある。こういった問題もある。こういった複合的な問題を解決していかなければいけないということ。

それから、介護と育児に同時に直面しているダブルケアという問題。こういった問題を抱えている方も今後また出てくるんだろうと思います。

それから、制度のはざまにあるケース。例えば、私が先般質問させていただきましたけれども、ひきこもりの問題ですね。こういった問題にも実はこの地域共生社会というのはスポットを当てています。

それから、ごみ屋敷なんかもそうですね。そうしたものが挙げられてくるわけでありますけれども、実は研修に行ったときにひきこもり対策をやっている山口大学大学院の山根さんという教授にお会いしました。そして、山口でやっているひきこもりの事業、2009年からこういう事業が始まっているわけですが、そういった問題をしっかりと対応しているということを学ぶことができました。これは郡上でもできないことはないと思いますし、そういった本当にニーズがあるんだということをよく知っていただきたいなというふうに思います。

それから、自ら相談に行く力がないような方々、そうした方々に対する対応というものも、これは複合的に考えていかなければいけないということなんです。そうした意味で、この共生社会の歴史的意義と現状、それからどのように進めていくかということについて答弁いただきたいと思えます。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 地域共生社会の実現につきましては、議員のお話にもありましたように、平成27年9月に新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン、平成28年6月に閣議決定された日本一億総活躍プランに介護離職ゼロに向けた取組の方向として地域共生社会の実現が盛り込まれました。29年2月には、地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」の取組を進めるため、地域福祉推進の理念を規定し、この理念を実現するため包括的な支援体制づくりに努める旨が示され、平成30年4月に「社会福祉法」の改正に至っております。

地域共生社会とは制度分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と社会が世代や分野を超えて丸ごとにつながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものです。

郡上市のこれまでの取組としましては、高齢者に対する地域包括支援センター、障がい者に総合的に対応する基幹相談支援センター、生活に困窮している人に対応する福祉相談支援センター、子どもや子育て家庭、妊産婦に対応する子育て世代包括支援センターなどを設置して、各分野における相談支援体制の充実を図ってまいりました。

また、各機関が相互に連携しまして情報共有を行うとともに、支援方法の検討につきましては、民生委員、児童委員などの支援関係者、ケアマネジャーや障害計画相談員など、専門職との協議の場を設けて対応してきたところです。

また、生活困窮分野につきましては、アウトリーチ的な相談も行っております。

家族構造の変化、多様化により、生活課題の複雑化・複合化が進んでおり、8050問題や介護と育児のダブルケアの単一の専門分野の制度利用や支援だけでは十分に対応できないケースや、現在の法律や制度では、支援、解決できない制度のはざまにあるケース、自ら相談に行く力がない方への支援など、課題に対応できるよう相談支援会議の連携をより強化する必要があると考えております。

また、今後は、子ども、高齢者、障がい者など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会を実現するために支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティーを育成し、福祉などの公的サービスや関係機関と協働し、助け合える仕組みを構築するよう進めていこうと考えております。

(12番議員挙手)

○議長(山川直保) 森喜人議員。

○12番(森 喜人) ありがとうございます。

続きまして、そうした形で地域共生社会というのを目指そうということなんですが、「社会福祉法」の改正で第106条ですか、この包括的な提供体制というのは、これは努力義務であるということがうたわれています。その中で、「社会福祉法」改正の第106条の4というところに、それを達成するために重層的支援体制整備事業というものがあるわけでありまして。この重層的整備事業は、結局、今、申し上げました様々なものに対して体制を整備することなんですけども、ひきこもりであるとかそうしたことに対しても支援があると、予算がつくということなんだろうと思えます。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築に向けた支援ということでありまして。

そこで、実はもう既に今年の4月から42の自治体が手を挙げています。モデル事業ということでもあろうかと思えますけれども。42自治体。その中で、挙げてみますと愛知県と三重県が5つずつ挙げています。非常に多いわけですね。ほかの県は、多くて、北海道が4つですか。あとは多くて1つか2つ。島根が3つか。

そんなことなんですが、例えば、愛知県なんかは長久手というのがまず入ってますが、長久手のことを少し勉強させていただきました。

以前、文教民生でもゴジカラ村という施設に行ったことがありますけれども、私が当選して間もなく、1年目か2年目だったですか、非常に先進的な地域だということで行ってまいりました。吉田一平さんという方でありましてけれども、その方がずっとやっておられて、今は長久手の市長をやっておられるんですが、そういう方はみえます。

そういったところは、もちろん手を挙げていますし、それから、三重県でも伊勢市、名張、鳥羽、伊賀というようなところが手を挙げています。

岐阜県は残念ながらゼロなんです。私は、岐阜県はしっかりとそうしたことに対応してほしいなと思うんですが、郡上市もぜひ手を挙げてしっかりとこうした福祉の体制をつくるべきであるというふうに思っております。

郡上市の福祉のグレードアップを目指してほしいというように思っておりますが、いかがでしょ

うか。お伺いいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 国が示します重層的支援体制整備事業は、制度のはざまや隙間をつくらない横断的な支援体制の構築と地域における支援力の底上げにより包括的な支援体制を推進する事業であると認識しております。

この事業におきましては、1つ目に、本人、世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援、2つ目に、本人、世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら就労や居住などへの支援を提供することで社会とのつながりを回復する参加支援、3つ目に、地域社会からの孤立を防ぐとともに地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す地域づくり支援、この3つの支援を実施するというふうにされております。

これらの支援を実施する上での効果的な体制や地域資源は市町村によって異なることから、想定される支援体制の形態は様々であり、形態の具体例としましては、既存の分野ごとによる相談体制を残したまま、ほかの分野の支援関係機関との連携を強化する形態や組織改編によるワンストップ型の総合窓口を新設する形態などが挙げられております。

重層的支援体制整備事業の実施におきましては、既存の支援機関の専門性や積み重ねてまいりました実践などを踏まえて、地域資源の特性や強みを生かした市町村独自の支援体制を構築するよう示されております。

郡上市におきましては、支援体制はこれまで述べさせていただきましたとおり、担当課の単独による支援体制と関係課同士の横断的な連携による支援体制からなっております。

また、相談支援の一例としましては、生活困窮分野におきまして、事情により、相談窓口、来所することが難しい方への支援のため、アウトリーチ専門の支援員を事業委託先に加配しまして、問題の早期発見、解決に向けた積極的なアプローチに努めております。

郡上市の福祉のグレードアップ及び分野の枠を超えた包括支援体制整備の観点から、この重層的支援体制整備事業の実施は効果的と思われれます。

しかしながら、郡上市の実情に即した事業展開の模索や事業を運営していく上での組織改編の検討などの課題がありますので、まずは、事業の実施に向けた庁内関係課による情報共有や効果的な支援体制の協議、住民による支援力の把握、生かすべき地域支援の掘り起こしなど、段階的に取り組む必要があると考えています。

また、重層的支援体制整備事業及びそのモデル事業を実施しています近隣の自治体や郡上市と地域事情が類似している自治体の取組事例を参考にしまして、郡上市の実情に即した地域社会の推進及び包括支援体制の構築を目指していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

（12番議員挙手）

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 話はよく分かりました。ただ、これをやってから、あれをやってから、じゃあ手を挙げますという感じに聞こえたわけです。

それはやることがいっぱいあるんだろうと思います。やらなければいけないことがたくさんあるんだろうと思いますが、私は手を挙げてしまってから体制を整えるということもあり得ると思います。そういう意味では、私は、これは、健康福祉部長に聞くのは酷な質問ではないかなと思いますけれども、現場では非常に一生懸命やっているんだと思うんです。それぞれの仕事を一生懸命やってみえると思います。また、社会福祉協議会もほとんどの事業は社会福祉協議会に行きます。そうした方々が一生懸命やっていることは事実ですけれども、その新しい方向に、もしくは、新しい段階に向かうときに、これをやってからあれをやってからと言っていたらまずできないというのが現実だろうと私は思うんです。

そうした意味では、この重層的支援体制整備事業というものを、分かりました、やりましょうということで受け入れて、そして、そこから体制を整えていくほうが私はいいと思うんです。

私は、先般、副市長に質問をしましたよね。ひきこもりの質問をしました。しかし、私にとってみると十分な答弁ではありませんでした。こうやってやりますというようなこと、これは県の問題ですから、地域の問題ですからという話でした。しかし、これは郡上市の問題になってくるわけです。重層的支援、地域、この地域共生社会という問題、これは郡上市でやんなきゃいけないということになってきます。

そうした意味では、私は今すぐとは言いませんけれども、しっかりとこの重層的支援体制整備事業というのを受け入れるということからまず始めるべきであるというように思いますが、まず、このことについて市長にお尋ねしたいというように思います。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 森議員には、自らの経験も踏まえて、しかも、研修等にも参加をされて、非常に地域福祉の推進について大変貴重な御提言や御指摘を頂いたというふうに思っております。敬意を表したいと思いますが、今、いろいろお話を聞いておまして、日本の福祉というものも様々にいわば進化をしてきているのではないかとこのように思っております。そして、一番、そうしたものをリードしていく一番上には理念とか政策とかというものがあろうかと思っております。今、お話になった地域共生社会というようなものを確立していくんだ、こういう理念が一つ実態の現実、あるいは政策をリードしていくものであろうかと思っておりますけれども、そして、様々な制度というものをまた検証しながら、振り返りながら、いわば新しいコンセプトといいますか、制度というものをつくっていく。そして、そういう制度の基本的な考え方を、先ほどもお話がありましたけれども、「社会福祉法」の改正とかというような形で、法改正というような形で落とし込んでいき、そして、そ

うしたものの中から実際のいろんな具体的な政策というものの提案というか、そういったものがいろんな国の政策、あるいは、いろんな専門の検討委員会等で提唱をされていくということだろうと思います。

そういうことで様々な、もちろん問題を抱えているのは地域の現場でありますけれども、我々がそれをどう受け止めていくかということだろうと思いますけれども、今までお話になったこと、これまで様々な、例えば、縦割り行政が、しかもその縦割りもさらに細かく分かれている。そういうものを、例えば、包括支援センターとか総合的とか、あるいは、連携をしてというような形で進化をしてきておるわけでありましてけれども、問題はそうした理念、制度を受けて、現場において現場の実情に応じた制度設計というものをしっかりやっていくということと、実際にそうして設計した仕組みのオペレーション、運営というものに習熟して、果たして狙った制度どおりにそれが行っているだろうかというようなことをしっかり考えていく必要があるかというふうに思います。

そして、それがまさに行政だけではなく、あるいは様々な社会福祉関係の支援団体とかそうしたものだけでなく、地域の住民の皆さんにも意識として植え付けられ、そして、地域の住民の皆さんもなるほどそうだなと、これは我が事だなというような形でまずは理解をしていただき、そして、そうした考え方に共感をしてもらって、そして、その共感がさらに行動に結びついていくという形になっていかなければいけないというふうに思っています。

そういうことを考えますと、これはなかなか丁寧に進めていかなければいけませんし、性急に住民の皆さんに福祉は我が事ですよというような形で、押しつけていくというような形になると、いわば行政の責任の丸投げではないかとか、先ほどおっしゃった「共生」がまさに強いてさせるという意味の「強制」になっていくというようなことでありますから、しっかりここは落ち着いて考えていき、実行に移していかなければいけないというふうに思っております。

今、御指摘のこの重層的な支援体制整備事業という国は一つの考え方を提起してくれて、そして、これを見ますと様々な従来の縦割りの補助金制度というもの、そういうものを仮に、一緒に受けても細かく、また区分経理をして出さなきゃいけないというような煩わしい点を省略するといいますか、一定の考え方で一定の交付金を地方に渡すことによって、あとは、その使い方についてはかなり自由度を持たせるというような、私はなかなかいい制度だろうというふうに思っております。

そして、郡上もそういう先ほど来いろんな富山型のお話があったり、各地で様々な取組が行われておりますので、常に郡上もそうした先進的な地域のしっかりした取組というようなものに追いついているのかどうか、そうしたことは謙虚に反省をしながらやっていかなければいけないというふうに思っております。

そういうことで、結論から言えば、私も、今回、提起をされた重層的な支援体制整備事業というような具体的な政策に向かってその実現をしていきたいというふうに思っています。

手を挙げてから考えろと。どこかのテレビの番組にそういう、手を挙げてから答えて笑いを取っている、そういうあれもありますけども。

そういう、いわば、もちろん決意ありき、決断ありきで頑張れという御指摘はよく分かりますけれども、まずはここはこうした様々な新しいコンセプト、そういうようなものが出てくる、それに基づいた政策が出てくるということでもありますから、今までの、例えば、様々な包括支援センター、こうしたものの動きは十分だったのかどうか。そして、それが今回の新しいそうした事業に向けて、どんなふうに改善していけるのかといったようなこともしっかり考えていかなければいけないと思っております。

そういう意味で、今すぐ手を挙げますということは申し上げませんが、しっかりそうした方向へ向けて関係者が勉強をし、検討をしていくということをサポートさせていきたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 先般の一般会計の総括質疑の中で、市長はコロナの期間で学んだことは、——学んだといいますか、二つ言われました。

一つは、本質を見極めることの重要性というようなこと。もう一つは、政策形成能力を高めなければいけないということ、このことを言われました。

私はこのことを聞いたときに、特にこの福祉分野においては、必要なんだということが大変遅れているというふうに私は思っているんです。

社会福祉協議会を何度か訪ねますけれども、仕事ばかりで考える余裕はほとんどない感じです、見ている。本当に次のこと、次の新しいことをつくり上げていこうという状況ではないのではないかと思います。

そうした意味では、私はこの郡上市市長が、もしくは健康福祉部がしっかりとした方向性というものを示していく、社会福祉協議会に対してもある程度のことはしっかり示していかなくちゃいけないというふうに思うんですね。

そうした意味では、今、じっくり考えるということでしたが、いつ頃までに、これはいつまでに事業に参画することを決意されますでしょうか。いつまでに参加するかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 先ほど来お話にありました今回のこの重層的な支援体制整備事業という具体的な施策については、今年の4月から新しい「社会福祉法」の改正が施行されて、全国で42自治体を手を挙げて既にかかっているということでもあります。恐らく令和4年度へ向けてもさらに自治体が

増えていこうというふうには思いますけれども、可能な限り早くこうした点を、施策が取り入れられるように努めてまいりたいと思います。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 少し時間がありますのでもう少し話させていただきたいと思いますが。

老人福祉、それから、障がい者の福祉もあります。そうしたものは、ある程度、老人福祉のほうはかなり充実していますが、障がい者の福祉というのはこの報酬も少ないというようなことで非常に差があります、はっきり言って。そうした問題もありますけれども、私はやっぱり手の届かない部分に手を差し伸べてほしい。そういったところを早くやってほしいという思いがあるんです。そうした意味では、今の市長の答弁ではなかなか納得はいきませんが、しかし、よろしく願いをしたいと思います。

実は、市長の手元にこの前の研修の本が、本というか、レジュメがあると思います。これを私は福祉部のメンバーにも見ていただきました。そして、この重層的なテーマとか地域共生社会であるとか、こういったことは彼らもしっかり勉強していました。よく知っていました。

そういう意味では、そんなに長くない将来、近い将来においてこれは可能なんではないかと私は強く確信をいたしましたので、どうか、市長、もっともっとプッシュをしていただいて、やっぱりこの福祉分野、かなり遅れてしまっている部分、私が見ていてもそう思いますので、どうか一気にこの機を逃さずに進めていただきたいなということをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、森喜人議員の質問を終了いたします。

それではここで暫時休憩をいたします。再開は、10時20分を予定いたします。

(午前10時08分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 原 喜与美 議員

○議長（山川直保） 8番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

8番 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。今回は大きな項目で2項目についてお伺いをいたします。

まず最初に、移住対策についてお伺いをいたします。

なお、この件につきましては、さきに行われました決算認定委員会において総務常任委員長より質問があり、一部重複するところがございますが、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、市外から移住・定住希望者の方の対応窓口についてお伺いをいたします。

本市も人口減少に歯止めがかからず、人口減少は市の存続に係る重大な課題であります。そうしたことから市では市外からの移住・定住者の受入れに全力を入れておられるところでございます。

市内には、移住・定住に係る関連の窓口も幾つかございます。産業プラザ内の郡上・ふるさと定住機構が運営いたしますふるさと郡上会、これが一番の大きな窓口となっているようでございます。

そのほかに、郡上八幡産業振興公社のチームまちや、また、各地域には、和良おこし協議会、明室のななしんぼ、また、石徹白地域の協議会など、地域においても積極的に活動を展開しておられ、また、個人的にも事業として移住しておられる方もおられますので敬意を表するところでございます。また、空き家を探して移住したい方にも空き家関連の窓口も幾つかあるようで大変ありがたいことでございます。

ふるさと定住機構のふるさと郡上会へは、市のホームページをすぐ検索するということが大変便利でありがたいと思っております。

このように、市内においては幾つかの関連窓口があるということは大変よいことでありがたいことだと思いますが、移住希望者が困惑されないか、また、お客様の取り合いが生じないか、若干の心配をしておるわけでございます。

各組織や地域の立場になれば、それぞれ自分たちのところへ移住してもらいたい、その気持ちはよく分かりますが、移住希望者の取り合いがもし加熱してくるとその移住希望をされておられる方がそうした関連機関に対して疑問や疑念を抱かれかねないという心配でございます。

そうしたことから、私は客の取り合いが生じないよう、やはりふるさと定住機構が第一の窓口となってそれぞれの組織へ連携を密にし、移住希望者に不安をかけないで、相談に応じてスムーズに希望がかなえるよう、関係機関やまた各組織との連携体制の整備強化を願うものでありますが、最初にその体制についてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきます。

市内には、移住や定住促進に取り組む団体が幾つかございます。市と方向性を同じくして移住者の窓口となっただいていることに大変心強く感じております。

御紹介いただきましたように、八幡市街地エリアの空き家活用を中心に行うチームまちや、八幡

町西和良地区の西和良まちづくり協議会、大和町栗巣地区を中心とした母袋わくわく会、白鳥町には石徹白地区の地域づくり協議会がごさいます。明宝にはNPO法人ななしんぼ、和良町では和良おこし協議会が積極的な活動を行っておられるところをごさいます。

また、地域全般での移住を促進をするため、市として、一般社団法人郡上・ふるさと定住機構に相談窓口業務であったり、また、空き家バンクの管理運営業務等を委託をしている状況をごさいます。

移住者がどの窓口を訪ねるべきか困惑されないか、郡上・ふるさと定住機構を移住相談の第一の窓口にしたかどうかといった御提案をごさいますが、それぞれの地域の特徴や、また、団体の取組方針もごさいますので、郡上・ふるさと定住を移住相談の第一の窓口という考えではなく、それぞれの団体を地域の看板と捉えまして、多様な希望や相談に対する入り口として有効に機能させていきたいというふうに考えております。

ただし、相互の連携をしっかりと取っていかなければならないと考えております。

現在、郡上・ふるさと定住機構は、オンライン会議システムを活用いたしまして定期的に市内の移住や定住促進に取り組む団体等の会議の場を持っております。それぞれの団体が計画する事業や相談の傾向、こういったものの情報共有を行っているところをごさいます。

また、相談に当たりますは、相談者の希望を聞き取った上で、よりよい、希望に合った、そういう相談先に取り次ぐといった連携というものも行っておるところをごさいます。

こうした取組を継続することによって、地域の特徴を生かしながら移住の推進を図ることができるのではないかと考えておまして、今後とも引き続き関係団体相互の協力、連携の強化に努めてまいりたいと考えておるところをごさいます。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保) 原喜与美議員。

○8番(原喜与美) ありがとうございます。

今、御答弁いただきましたように、市内において、幾つかの窓口があって、競い合って移住者の方々を呼び込もうという、これは大変大切なことであり、多く発信をしていただきたいという意味で窓口がたくさんあることは私も大歓迎であります。いざ移住を希望しようとして郡上市へ訪ねるときにどこの窓口へというのを迷うお客さんがあるのではないかと心配をいたしまして、今、提案の質問をさせてもらったということをごさいますが、いずれにしても、答弁にありましたように、連携を密にして、しっかりと窓口をよろしく願いをいたしたいと思ひます。

それでは、次に、移住者に対する地域での対応について、お伺いをいたします。

市では、今、申し上げましたように、市外からの移住者を募り、市内の人口増加に力を入れておられますが、移住者の方と地域とが円満に溶け込んでみえるのか、疑問に感じる点もあるというこ

とでございます。地域においては、移住はしてほしいが移住者の方とのコミュニケーションが取りづらく、円満にいかない場合やいろいろな問題が少数ではあっても生じているということも耳にしております。また、金銭的な面でのトラブルもあるように聞いております。

市の担当部署においては、こうしたいろいろな事例など、把握してみえると思いますが、移住者と地域とのトラブルを少しでも解消するため、市としての方針を定め、各自治会及び自治会間の調整や地域協議会などを通じて広く市民の皆様へ協力の依頼を行うなどの検討をする必要性を感じております。

各自治会においては、地域の諸事情がございますので一律に決めてしまうことは困難かと思いますが、移住者が移り住んでから問題を起すことが市にとってはイメージダウンにもつながりかねません。そうしたことから、せっかく移住してもらったのに自治会内でしっくりといかなければ長続きをしないということになりますので、自治会内の取決め事項、また、自治会費の徴求、または、地域行事への参加協力など、事前に知らせるべき事項は周知することが大切であると思っております。

ふるさと郡上会が発行をしておりますこの移住ガイドブック、各議員それぞれお持ちでございますが、これにも一部紹介をされておられまして、どの地域へ行くとどういう必要があるよということ、この冊子を見れば移住希望者の皆さんも分かるわけでございますが、こうしたことの徹底を図っていただきたいということをおっしゃるわけでございます。

市として自治会へどこまで踏み込めるか、これが分かりませんので、事務局としても大変難しい面があるかと思っておりますが、少しでも移住者の方々に嫌な思いをしてもらわないために、各地域協議会やまた自治会連合会及び個人の事業者の方々にも移住希望者に対する事前の周知徹底の協力や、また、広く市民の皆さんへも移住者の方々が地域に溶け込んでいただけるような協力体制づくりの指導を願いたいと思っておりますが、どのように対処を検討しておられるか、お伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保） 河合市長公室付部長。

○市長公室付部長（河合保隆） 人口減少と高齢化で地域の担い手が減っていく中、移住された方には新たな地域の一員として地域コミュニティーを維持する担い手になっていただければと願っております。

しかしながら、Uターンなど、本市に地縁がある方など、一部を除いては様々な生活様式の違いや地域住民との関わり方などに戸惑われる方もいらっしゃるのではないかと思います。

そういった心配や不安を生じさせないために、移住希望者に対しては、昨年度作成をいたしました、今ほど御紹介を頂きました移住ガイドブック、移住教科書と言っておりますけれども、これを活用するなどして、移住相談員から地域の慣習などを説明を行っておるところでございます。

また、移住を希望される方や移住された方が本市に住み続けていただくことができるよう、移住

前後の不安を解消する支援体制として、移住サポートネットワークを昨年度立ち上げました。相談などにおいて、移住者と直接接するのは移住相談員ではございますけども、案件によっては、ネットワークの会員につなぐことによって、不安や心配の解消に努めていくことを考えた連携体制となっております。

現在は、41の市内企業、団体、個人などがこのネットワークに参画をいただいております。定住に向けたサポートはもう広がりつつあるというふうに感じております。こうした体制を活用しながら、地域に溶け込み、地域の一員になっていただけるような取組を進めているところでございます。

市の方針を定めてという御指摘でございますが、過日の決算認定特別委員会で申し上げましたが、市、そして、実際の相談に当たっていただいている郡上・ふるさと定住機構やチームまちや、和良おこし協議会では誰でもいいから来てほしいという姿勢ではなくて、地域の中に溶け込んで担い手になってほしいという思いから、郡上ファン、郡上が好きの人、郡上に思いを寄せる人に来ていただきたい。こういった姿勢で取り組んでおるところでございます。

例えば、和良おこし協議会では、空き家情報に単に物件情報だけではなくて、文化・歴史を大切に集落にありますであったり、集落、自治会活動はやや盛んといったような自治会活動等に関する情報提供を行うとともに、物件の内覧を行う際には面談を行うことで地域に溶け込んで担い手になっていただける方を迎え入れようとする取組も行っております。

今後は、相談窓口を介しないで移住する人が増えてくることも想定されます。市として明確に地域が望む移住者像を掲げていく必要があると考えております。

そして、その望む移住者像をしっかり支えていく手法をよく検討していきたいというふうに考えております。

最後に、自治会等への事前の周知徹底や、移住者が地域に溶け込んでいただけるような強力体制づくりについては、広報等を活用しながら移住者は地域を共に支える存在だということを認識していただけるよう移住者が活躍する地域の成功事例や取組をお知らせすることで受入れの土壌をつくってきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(8番議員挙手)

○議長（山川直保） 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） ありがとうございます。

今、御答弁にもありましたように、どの地域においても移住者の方とトラブルを起こしてみえるわけではございません。うまくやってみえる地域のほうが多いわけでございますので、そうした、うまくやってみえる地域、自治会、または協議会の皆さん方にもそういったお話を聞いていただいて、そして、もしトラブルのある地域へよきアドバイスをさせていただきたいということで、今後と

も、しっかりとそうした場の提供やアドバイスをしていただくことをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に、市内の耕作放棄地、また、遊休農地の実態について、お伺いをいたします。

市内において、農業従事者の高齢化と後継者不足から優良農地が耕作放棄や遊休農地となっている状況が目立ちます。

そこで、市内のこれらの耕作放棄地等の現状をお尋ねいたします。

耕作放棄地とは1年以上耕作しない農地で、ここ数年は耕作をする予定のない農地を表し、また、遊休農地は将来的に耕作の予定がない農地を表すものと私は認識をしております。

一口に耕作放棄地といっても、復旧、いわゆる農地としての再利用ですが、これが難しい農地から、すぐにでも耕作可能な農地まで、いろいろなケースがあろうかと思われまます。

そうしたことから、政府もこれらの農地に今ランクづけを検討しているようでございますが、復旧が容易な農地から困難な農地までいろいろあると想定される中で、せめて容易な農地については生かしていきたいものだと考えています。

そこで、これらの耕作放棄地などの現状を把握されていれば、お聞かせを頂きたいと思えます。

耕作放棄地も、現在は優良な状態であっても、長く放置すれば駄目な状態となってしまいます。市として、集落ごと、あるいは地域ごとに、残すべき農地と残さなければならない農地面積、この規模を定めて、現在、耕作中の農地も含め、維持すべき農地面積を確保し、守って、将来的にその農地を生産に結びつけなければならないと思っております。確保並びに維持すべき面積が不足する場合は耕作放棄地などの農地を復旧させる必要もあると感じます。

そうしたことから前回の質問でもお尋ねいたしました、人・農地プランの早期策定完了とともに耕作放棄地の現状をしっかりと把握し、集落の将来像に基づいて農地を集落全体で守っていく必要性を強く感じております。

まずは、耕作放棄地を発生させないことが第一のことでございますが、その取組の強化を絶対的に思っておりますが、これら耕作放棄地は農地利用最適化推進委員の方々がおられますので、この方々の協力を得て、特に残し、活用が必要な耕作放棄地についてはいつでも生産活動が展開できるよう維持管理の状況調査などを行っていくことが大切であると考えます。

そこで、市内の実態と耕作放棄地の発生防止に向けた対策など、そうした取組についてお伺いをいたします。よろしくお伺いをいたします。

○議長（山川直保） 五味川農林水産部長。

○農林水産部長（五味川康浩） それでは、お答えをします。予定より大変お時間を頂きましたので、少し長めに御回答させていただきます。

まずは1点目、耕作放棄地の実態はどうかということで、公式データで言いますと5年に一度行

われる農林業センサスの中で耕作放棄地調査があります。こちらの直近は2015年に行われたデータとなりますが、市内全域で435ヘクタール、内訳で言うと、八幡が92、大和が57、白鳥が98、高鷲が73、美並が29、明宝が30、そして、和良が41ヘクタールということになっております。

ただし、耕作放棄地調査は2015年を最後に、2020年に行われたセンサスからは調査項目から除外されておりますので、これに類似するようなデータとしますと、これは、毎年、法定で定められた農業委員会が法令業務として行う農地パトロールとともにを行う遊休農地調査というものがございます。こちらにつきましては、2年度で市内全域で106筆、5万4,874平米となります。

こちらの遊休農地調査というのは、耕作放棄地調査はあくまで土地の所有者が耕作、作付をされない、今後もしていかないという主観の中で判定されるものですし、逆に遊休農地調査は第三者である農業委員会が判定をしていくということが1点違うことと、もう一点は、耕作というのは必ずしも作付のみならず耕作できる状態に維持管理されるか否か、ここまでを観点を広げて確認をしておる。結果、以前の耕作放棄地調査よりは遊休農地調査のほうが少し作付されていなくても維持管理されておれば遊休農地にはなりませんので範囲が狭まってくるということになります。

もう一点、似通ったデータとしますと、いわゆる水田については、毎年、農業共済の細目質問の中で作付状況を確認しております。昔でいう転作確認ということですが、こちらの中では作付のされていないところでして、自己保全農地というものがああります。これは毎年確認をしておりますが、5年前の平成28年は市内全域で329.1ヘクタール、それが5年たった令和2年度は391.1ヘクタール、5年間の中で61ヘクタール増加をしておるといことです。中には、米の作付支援が29年度で終わったことも一つ増加しとる原因の一つかと思っております。

こういった実態がありますので、御質問の中でありましたように、やはり耕作放棄地は発生を事前に防止していくこと、これが何よりも重要であると思っております。一旦、発生をしてしまうとなかなか復旧をすることは困難です。補助事業の中で復旧に補助をするような事業もありますが、郡上の中では今のところそういった事例はなかなかないということでもありますので、地域全体で生産基盤整備をするような、大区画の圃場整備をするとか、そういったケースはあり得るかと思っております、やはり事前防止策が何よりも大切であるというふうに思っております。

このために、今後の施策としますと、まずはやはり農地の現状をしっかりと確認するというこです。

農業センサスも耕作放棄地調査がないわけですので、その意味では、毎年、農業委員会が行う農地パトロール、遊休農地調査ということが何よりも重要ではありますし、また、年に、このほかに水田状況の作付を確認する転作確認、あるいはこの9月に実施をします中山間地域直接支払での現地の状況を確認する現地調査、こういった機会がありますので、こういった機会を捉えて地域の農地の現状を詳細に確認していきたいと。

その上で、実はこういった調査をするには、大変、郡上地域全体は広いですので、手間もこれまでは大変かかっておりました。

一例でいうと、GISで打ち出した大きな航空写真を打ち出して、現地でもって一々確認する。準備だけでも大変な作業でありましたが、こちらにつきましては、令和元年度から国の補助事業を使ってGIS付きのタブレットを導入しました。これを導入することによって、現地に行って、航空写真、例えば、土地の所有者、耕作者、作付、作物は何か、そういったことが一目で分かる機器を導入しましたので、今までと比べてスピーディーに、そして、正確に農地の状況が把握できるようになってきたということが1点であります。

そうした現状を知った上で、支援策というのは、なぜ耕作放棄地が起こってしまうのかという要因に対する施策を展開する必要があるというふうに思っています。

例えば、耕作放棄地にならないためにはやっぱり作付をしていただくということが何よりも重要ですので、作付に対しては支援策を講じておる。

一例は国の経営所得安定化事業において作付に対する補助金、交付金があります。令和2年度は165件、面積で455ヘクタール、金額にして1億1,084万5,000円の金額を交付しております。これは令和元年度と比べて550万ほど増加しておりますし、さらには、令和2年度にはコロナ対策もあって、高収益次期作支援事業という、野菜であったり花卉であったり、そういった作付に対する加算の措置がなされましたが、こちら12件で2,777万5,000円ほどの交付金を交付しておるということです。これ以外にも市では単独の作付支援事業として、例えば、土地利用型のそばや大豆、作付1年に限り支援をするような事業もしておりますし、また、新しい振興作物を掘り起こすような事業、そういった支援も行わせていただいているところであります。

次の観点で言うと、一生懸命作っていただくと。だけど、せっかく作っていただいた農産物が売れなくては意味がありませんので、やっぱり売れる場所づくりということを支援策としては展開しておると。直接的には市内にある朝市、直売所、そういったものの充実ということも進めてまいりましたし、特に令和2年度からはやっぱり市内の農産物の物流を促進していこうということで、農産物とネットワーク構築事業というものを始めました。

この中身は、2年度はいわゆる実需者、市内の飲食店、宿泊施設、そういったところがどういった農産物を求めているかというニーズの把握。逆に、供給する農家の方に対しても、新たな販路先を望んでおられるか、どういうものなら出せるかということのニーズ調査を第一段階としてさせていただきました。

そういったデータを基に戦略的にマッチングを行っていく。そうすることで、売れる場づくりの促進を進めさせていただいておりますし、もう一つは、コロナ禍もあって、がんばれ郡上の農産物応援事業ということで、より地域の飲食店、宿泊施設、いろんなところが郡上の農産物を使ってい

こうという取組にも支援をさせていただいているところであります。

こういった売れる場所づくりもありますし、また、栽培についても、細かなところでは、新たに始めたいけど作り方が分からないとかいろんなケースがありますので、こちらは農業アドバイザーを2年度から2名から3名体制に増加をして、コロナ禍でありますので、大きな、たくさんの人を集めて説明会をやるというよりは、事細かに個別の圃場へ行って指導をするということで、2年度の実績とすると256回と、元年度の134回から大幅に指導回数を増やして細かに指導を務めさせていただいているところであります。

そういった努力もさせていただきますが、どうしても御事情の中で農地をこれ以上管理することは困難だというケースはあるかと思えます。そういったときには、自分の農地を誰かに貸したいということをしっかりデータとして把握をして、逆に農地を借りたいような方にあっせんをしていく必要があると。

これも、24年度から市のほうで単独で貸付け等希望農地の登録制度を始めておりますので、自分の土地を誰かに貸したい、場合には売りたいというケースもありますが、そういったデータを市でストックし、逆に市のほうに対して、農地が借りたい、買いたいというふうなケースはマッチングを行う体制も備えておりますし、あとは、国のほうとして26年度から農地中間管理機構という農地の貸し借りをしっかりと公的機関で締結していくようなシステムもできておりますので、こちらにつきましては、昨年度で約19ヘクタールの農地中間管理機構を通じた権利設定をしておりますし、始まった27年から2年までの累計で延べ118ヘクタールの中間管理権の設定が行われておるといことになります。

そういった、自分でできなければほかの方に借りてもらうということが一つあるわけですが、ここでもう一点大事になってくるのが、借りていただける担い手の方をしっかりと育成をしていくこと、これが重要になります。ですので、担い手の方については、いろんなケースがあって、例えば、新規に農業を始めたいという方もこれも新たな担い手ということで、市としては、国の農業次世代投資事業、青年就農給付金であったり、県の後継者就農の給付金を踏まえながら支援をさせていただいておりますし、一方では、その支援事業の中では、先ほど移住の話もありましたが、移住者が10名以上この給付金で移住をし、農業として活躍されているケースもございます。

そういった新規就農者をはじめ、一般的な農業法人や集落組織に対しても機械導入とかいろんなことを支援しておりますし、もう一個の中では、なかなかせつかく生産をしても獣害があったり、もしくは高齢であってやっぱり労働者が足りないケースもありますので、獣害については柵設置や捕獲、そして、決算のときに少し付け加え忘れましたが、昨年度から始めた生活保全材にも、いわゆるバッファゾーン、獣の隠れ家をなくすという意味で幅広い意味では獣害対策と思っておりますが、これも2年度予算、決算の状況で言えば、9,100万ほど、総額で対策として費やしていただい

ているところであります。

スマート農業もやはり国の施策もあって、なかなか労働力が少ない中では大切な導入でありますので、2年度には、堆肥散布機であったり、また、ラジコン草刈り機、別途、国の補助事業の中では、ドローン、草刈り機等を納めさせて、納入をしておるところであります。

これ以外にも、あとは集落で守るという形の中で前から申しております中山間や多面的という、幅広い面積を取り組まさせていただいておりますし、集落自身の中で一番大事な、今後の農地がどうなっていくかということでの集落マップ、いわゆる農地系のハザードマップづくりもさせていただきながら、市だけではなくて、やっぱり地域全体、皆さんが農地というものの重要性を考え、価値を認識し、そして、守っていくという機運醸成を高めていければというふうに思っておりますので、総合的な対策として、今後も続けていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(8番議員挙手)

○議長(山川直保) 原喜与美議員。

○8番(原喜与美) 部長からは詳細にわたって御説明、答弁を頂きまして誠にありがとうございました。

まずは、耕作放棄地を発生させないことが第一ということではございますが、この郡上市にとっては従事者の高齢化または担い手不足ということでかなり農地を維持するのは難しい状況だと思っておりますが、今、御答弁にありましたように、しっかりと農地を守っていただきたい。

特に私がお願いをしたかったのは、山沿いのどうにもならん農地はこれはやむを得んかなと、言葉は悪いんですが、そう思いますが、平坦地の優良なところでもぼつぼつ耕作放棄地が出ておるとこのを一番懸念をしております。平坦地の優良な農地があるところにぼつんぼつんと耕作放棄地ができるというのを、これを何とか阻止したいなということを思ってこの質問もさせていただきました。詳細な御答弁を頂きまして誠にありがとうございました。

少し時間を残しましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それではここで暫時休憩といたします。再開は11時15分を予定いたします。

(午前10時55分)

○議長(山川直保) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◇ 渡 辺 友 三 議 員

○議長(山川直保) 16番 渡辺友三議員の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、コロナ禍における市民生活への影響ということで質問させていただきますけれども、今、コロナの影響というと、大体、自粛による夜の街の飲食店への影響が一番多く取り沙汰をされるわけございまして、一日でも早くこの自粛が終わることを心から願っておるわけでありましてけれども、今回は方向を変えまして、市民の健康福祉サービスや医療機関等への影響ということで御質問をさせていただきますが、まず、1点目の高齢者の介護福祉サービスの利用状況は戻ったのか、収束の見えないコロナ禍において、自粛に始まり、蔓延防止から現状の緊急事態宣言下において、これまで高齢者の皆さん方が行われていた各地域での健康づくりのサロンなどのサークル活動、現状は戻ったのでしょうか。

また、コロナ感染などを危惧して、デイサービスなどの利用を控えているというような状況もお聞きしました。現状の状況はいかがなのか、以前のように活発に高齢者の方がサービスを受けてみえるのか、お伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保） 渡辺友三議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、介護福祉サービスへの影響について御説明をさせていただきます。

介護サービスにつきましては、感染症蔓延期におきまして市民生活に必要なサービスとして各事業所において感染予防対策を講じながら営業を継続していただいております。

デイサービスなどの通所施設につきましては、感染症蔓延期においては、利用者側の意向として利用控えが起きるのではないかと予想しておりましたが、実績では大きな変化はない状況です。

実際のデイサービスの利用件数を見ますと、新型コロナウイルスの感染者が岐阜県で初めて確認された直後の令和2年3月の利用件数は562件でしたが、4月以降件数が減ることはなく、570件前後推移し、令和3年3月分の利用件数につきましては577件となっております。

一方で、入所施設におきましては、蔓延初期において若干利用が少ない傾向が見られましたが、現在は回復しております。

特別養護老人ホームの利用件数を見ますと令和2年3月は295件、令和3年3月は322件というふうな状況でございます。

（16番議員挙手）

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） やはりお年寄りが家にみえて、日頃、毎日のように家にみえるとやはり家族

の方もいろいろとストレスもたまる、老人の方もストレスがたまるということで、本当に心の健康上もよくないことだと思いますので、こうして大いに高齢者の方が外へ出て活動していただけることを願っておるようなわけでありませう。

また、続いてでございますが、コロナ感染予防による市内医療機関への外来受診の控えの状況は解消できたのかということでございますが、現在、ワクチン接種において医療機関の皆さん方に大変御尽力いただいて、御努力いただいて、ありがたいことでございますけれども、そんなことに感謝を申し上げながら御質問をさせていただきますが、国内においてこのコロナ感染症発症が報じられ始めましてから医療機関への受診控えが起り、市内においても医療機関への影響が出ておると聞き及んでおりますけれども、ワクチン接種が現在進んでいる中で受診控え等の状況がいかがでしょうか。また、現在のワクチン接種の進捗状況はいかがでしょうか。

郡上市の接種のシステムは大変ありがたいという感謝の声をよく聞いております。接種券が配られて、その予約をしなくてもすぐ接種できるというような状況、本当にありがたいということをお聞きしておりますけれども、現状と今後の計画について伺いたしますのと、併せて、市民によっては、企業とか大学とか、そちらのほうで接種をされる方もおるようでございますが、その辺についての把握はしてみえるのか。また、今、随分、若い世代に感染が広まりかけておるといようなこともあります。世代別の感染予防への呼びかけなど、計画はあるのでしょうか。伺いをいたします。

○議長（山川直保） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） まず、医療への影響でございます。医療におきましては、昨年初めて緊急事態宣言が発出された際には外出を控える方が増え、医療機関の受診までも控える方がありました。

4月の診療実績を見ますと、国民健康保険では、1人当たりの外来受診日数は平成31年4月が0.98日、令和2年4月は0.8日、75歳以上の後期高齢者におきましては、平成31年4月が1.79日、令和2年4月は1.59日と、確かに減少しており、受診控えによるものと推測することができます。

令和3年4月では、国民健康保険は0.93日、後期高齢者は1.72日と、平成31年の数値に近くなっており、一時的な受診控えはなくなったものと考えております。

続きまして、ワクチンの接種状況につきまして、郡上市では4月から医療従事者や高齢者施設入所者、従事者、そういった方のワクチン接種を始めまして、6月からは一般高齢者、高齢者福祉施設などの従事者、それから、7月には基礎疾患など、治療中の病気があり、通院している方、保育士、小中学校教職員、高校3年生の方に接種を進めております。この9月6日からは40歳以上の方と妊婦、その夫、パートナーへのワクチン接種を進めておる状況でございます。

現在、郡上市におきまして、職域接種という御質問でございますが、郡上市においては1,000人

以上の従業員の方など、対象とする職域接種は行われておりません。

なお、国のワクチン接種記録システム、VRSと申しますが、その接種記録を確認しますと大規模接種会場や職域接種において使用されているモデルナ社ワクチン、これを接種されている方が770名ほどあります。市民の方でも勤務先において職域接種をされた方がおられるようです。

あと、若年層への感染防止対策の取組ということでございますが、郡上市でも当初発生しておった頃の状況からこの8月はかなり若年層へ感染が移動してきたところでございます。ちょうどお盆の帰省時期ということで、若い方が動かれるところと重なっておるのではないかと思います。

ただ、この9月に入りましてちょっと年齢層がまた今50代、40代、30代、そういったところにも感染が見られるようになっております。今後、今までの感染拡大を見ますと、節目節目、お盆ですとかお正月とか、そういった時期でのやはり人の移動が多くなるときの感染が多くなる傾向が見受けられると思いますので、例えば、帰省される場合の注意点など、そういったものを若年層の方には特にお知らせをしながら啓発をしていきたいと考えております。

(16番議員挙手)

○議長(山川直保) 渡辺友三議員。

○16番(渡辺友三) ありがとうございます。

加えてなんですけれども、実はある国会議員の先生とお話ししておるときに、国では間もなく3回目の接種をということで、だんだん話が出てくるんだという話を聞いておりました。今、まさにマスコミ等では3回目の接種ということで報じられておりますけれども、郡上市においては、この3回目というのを検討され始めているのかという点であります。2回目の接種を終えられて副作用の関係から「3回目はえらいで打たんわ」というようなことを言われる方、声もあるわけなんですけれども、3回目を打つ効果を訴えながら、何と申しますか、接種率を上げるという取組は必要かと思いますが、どのように考えてみえますか、お伺いをいたします。

○議長(山川直保) 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長(田口昌彦) 国におきましては、現在、2回の接種ということで実施をしております。

臨床試験におきましては、ワクチンを2回接種した場合の有効率は約95%と報告されておまして、高い効果が得られております。

しかし、感染予防効果は時間の経過とともに減少するとの調査結果も確認されていることから、英国、ドイツ、フランスなどの欧米諸国では3回目の接種の動きがあります。

現在、国のほうでも3回目の接種について検討も始まっておる状況ではございます。

ただ、ワクチン接種につきましては国策でありまして、ワクチンの調達、こういったものは全て国に対応が行われておることもあります。

市としましては、そういった動向も注視しながら、適切に対応していきたいとは考えておりますが、まずは2回目接種をしっかりと打ち終えることをしていきたいと考えております。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。

まずは2回目の接種の率を高めるということでございますが、もし、もしといたしますか、やはり3回目に対しましてもそれなりの対応だけできるような対策を取っておいていただきたいと、かように思うわけでございますので、よろしく願いをいたします。

2点目でありますけれども、小中学生の学校生活への影響を最小限にとどめる工夫をということで御質問申し上げますが、このコロナ禍で現在自粛が求められる中、子どもたちは校外での生活が十分満たされているのでしょうか。

先日、新聞に出ておりましたけれども、2021年の全国学力テストの児童生徒へのアンケート結果が出ておりました。「学校へ行くのは楽しい」と答える児童生徒の割合が昨年より、昨年というか、以前より下がっていると。そして、小、中、共に減少しており、地域行事への参加も大きく減少しておるとことが報じられておりましたけれども、昨日も部活やクラブ活動の意義や大切さについて教育長も語られておりましたけれども、子どもたちにとってスポーツ等の活動が大きな楽しみであるとも思いますが、コロナ禍におけるクラブ活動等の自粛で楽しみをどこに見つけているのか、これからの季節、地域の祭礼等もなくなると、コロナ禍で自粛されるとその協力もできないということで、子どもたちは、学校生活以外での、校外での生活に十分満たされているのかどうか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 学校外での子どもたちの活動の状況ということでございますが、先ほど申されました2021年度の全国学力テストの児童生徒アンケートにつきまして、まだ郡上市の集計結果は出ておりませんが、やはりおっしゃいますように、コロナ禍で地域の行事が減る中で、市内の児童生徒も影響をもちろん受けているというふうに思っております。

こういうことで、不要不急の外出の自粛ですとか、校外での生活、こういうものが満たされていないという部分もあります。

教育委員会としましては、例えば、校外で活動としましては、こども講座や公民館活動など、学校外での活動や行事を全て中止するのではなくて、感染症対策を講じながら工夫をして行っていました。

例えば、こども講座については12講座を計画しておりましたけれども、やっぱりコロナの影響で4講座の実施というふうになってしまいましたが、60人の参加がありました。そして、図書館夏休

みこども講座というものも開催しております。こちらのほうには110人の参加がございました。

そして、公民館活動でございますけれども、昨年度はコロナ禍で中止とした活動も多かったわけですが、例えば、映画会などを催される公民館もありまして、150人の規模で参加があったというような活動もありました。

そして、中学生が理事を務める、そういう地域の公民館があるわけですが、例えば、八幡の相生公民館と那比公民館、中学生理事というものがおるわけですが、この中学生理事が主となりましてコロナ禍でも家庭で楽しめるようにすごろくを作成して、地域の幼児や小学生、中学生に配布したりしました。そして、今年も相生マルシェのスタッフとして参加するなど、地域の行事で活躍をしてくれました。

このように、生徒たち自らコロナに向かう姿が見られたのは大変うれしいことだなというふうに思っています。

それから、他の公民館でも本年度は工夫して開催できた行事もございまして、各種の工作教室や星を見る会、川遊びなど、中には一度に30人以上の参加があった行事もありまして、多くの子どもたちの笑顔が見られました。

今、緊急事態宣言が発令されておるわけでございますが、そういう中で、延期している行事等もありますが、今後も一律に中止ということではなくて、状況に応じて工夫して開催できるように検討しながら校外で子どもたちが楽しめる、活躍できる場を提供していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。

公民館活動においては、実施されておって、子どもたちも十分そこで活動をしているというふうなことで大変安心したわけでございますけれども、1点、学校行事についてはいかがでしょうかということですが、秋は学校の行事の多い季節でございます。これが全て昨年のように中止や縮小ということになりますと、やはり子どもたち、最終学年を迎える子どももおるわけでありまして、なかなか思い出づくりには寂しいものがあるんじゃないかというふうに思います。

そこで、工夫を凝らして安全に行事実施ができないかということでもあります。

最終学年の思い出づくり、これを大切にやるべきでないかと思いますが、体育祭や運動会、また、修学旅行だけでなしに、例えば、八中でございますと、今、時期は過ぎましたけれども、子どもたちが全員ゆかたを着て、子どもたちの発想によって旧庁舎前で一日踊りを、ゆかた姿で過ごすという催しでございますけれども、それを本当に、これが八中の生徒から始まった行事でありますので、ただ単にコロナが蔓延中であるからということで取りやめるのではなく、あの会場を見て

おりますと、十分、ゆとりを持って踊りの輪はできておりますので、周りに集う人、見物の人だけ注意すれば、子どもたちの意義は、思いは伝わると思うんですが、そんなことも工夫をしていただいで事業実施をできないか。学習発表、または音楽発表とか、そういう発表の場もあるわけですが、例えば、会場に文化センターを子どもたちに開放してというような工夫もしながら、安全に行事を実施して、その最高学年の子どもたちの思い出づくりに少しでも報いてやることはできないかというふうに思いますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山川直保） 佃教育次長。

○教育次長（佃 良之） 学校の行事の中での対応につきましてでございますが、まず初めにおっしゃいました運動会、体育祭等につきましては、市内29校のうち10校、5月から6月に一応実施をしておる学校が10校あります。そのほかは緊急事態宣言解除後に密を避けるように種目を工夫したり、時間を短縮したりしての開催を予定しております。

それから、修学旅行ですが、修学旅行は昨年度、日帰り修学旅行という県の補助を受けながら実施した学校もございましたが、今年につきましては、現在、全ての小中学校が延期しておりますが、状況に応じて、近隣の県や岐阜県内での実施を検討しております。

できれば、できればというか、緊急事態宣言等の状況にもよりますが、実施をしてやりたいということで、各学校が考えております。

それから、宿泊研修も中止された学校はなくて、日帰りにするなど、工夫して既に実施した学校が7校ございますし、また、実施しない学校でも時期をずらしたり、活動内容を工夫したりして、全ての小中学校で実施するというのを今、考えております。

そして、その他の行事につきましても、学校では一律に中止ということではなくて、工夫を凝らして実施しております。

先ほど、渡辺議員さんから八中のゆかたD a yのことがありましたが、八中ではございません。例えば、八幡小学校の例でございますけれども、親子おどりの夕べというものを毎年行ってきたわけですが、郡上おどりが中止となる中で、その親子おどり、集まって踊ることはできませんでしたが、各家庭でゆかたや甚平を着て踊った写真を撮影して、それでそれを送ると参加賞がもらえるように工夫するなどして、子どもたちのためにそういう内容を学校のほうで考えて実施してくれたということでございます。

こういうように、地域の大切な伝統文化に家族と共に触れることができる機会を設けることはふるさと教育につながるとともに、今夏、夏の思い出づくりにつながったのではないかなというふうに考えております。

これからもこういうことで、学校とも協議をしながら、相談をしながらそういう思い出、最終学年の子たちが少しでも充実した活動が送れるようにというようなことは考えていかなければなら

いと思っています。

学校では、相談員やスクールカウンセラーとも連携しまして、子どもたちの心のケアに努めております。今後もコロナ禍で不安を抱く子どもたちの心に寄り添いながら、コロナ禍だから仕方がないということではなくて、コロナ禍でもできることをというふうに知恵を絞りながら、そして、工夫を凝らしながら子どもたちにとって思い出に残る学校生活を共につくっていくようにしておりますので、よろしくお願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） ありがとうございます。

教育長、やはり、何といたしますか、全て縮小して、まずは実行したということでありましてけれども、子どもたち、何といたしますか、これまできょうだいのこういうことで楽しかったとか、本当に平時の、平常時の、修学旅行にしたり運動会にしたって、いろんなことが全て、何とというか、違ってきとるわけなんですけど、やはりそこには地元の子どもの心に寂しさも持つと思うんですけど、あと、ちょうど、今、学期の後期に入っておりますが、そんなところで、教育長、やはりこの後期を力いっぱい子どもたちをフォローするような、何かお考えがないか、お伺いしたいと思っておりますが、突然で申し訳ないですが、お願いします。

○議長（山川直保） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） 議員が心配されますことは、私、もつともだと考えます。コロナ禍に学校生活を送る児童生徒が、自分たちは我慢することばかりだった、損をしたというような思いだけで卒業してほしくないと心から願っています。

私は、校長先生方にコロナ禍で我慢することや中止になったことも多いけれども、それだけでなく、子どもたちに学校の意義や、あるいは郡上の教育を受けた誇りのようなものを理解したり、身につけてほしいと、そういうふうになれるように願っているということを常々話しています。

例を挙げさせていただきますと、これは新聞にも取り上げられましたので、見られた議員もみえるかと思いますが、例えば、学校の横の休耕田に生徒たちの力でヒマワリ5,000本を植え、花を開かせ、今、地域の名所になっている中学校もございます。また、学校ぐるみでSDGsに取り組み、未来の課題に取り組んでいる中学校もございます。

このほかにも、医療従事者の皆さんへの感謝の心を示すような活動や、あるいは、地域へのボランティア活動などがあります。

私は、教育者の大切な使命として、子どもたちにその活動の意義や意味を実感できるようにすること、そういう価値づけが必要であると考えています。

君たちがやったことはこういう意味があるんだよと。そして、これは、将来、君たちの生き方に

こんなふうに関わってくるんだよというような意味づけや方向づけをお願いしたい。そういう教師をたくさん育ててほしいと願っております。

確かに、できないこともたくさんありますが、やはりすばらしい仲間と一緒に生活したという思いや、それから、心に残った行事や活動をやり切ったというような誇りというか、充実感を持たせて、この後期を過ごし、卒業してもらいたいと願っています。

(16番議員挙手)

○議長(山川直保) 渡辺友三議員。

○16番(渡辺友三) 教育長、ありがとうございます。

本当にぜひとも子どもたちの、何と申しますか、思いをまず察してやっていただきたいとこのように思いますので、御努力のほうをお願いいたします。

それでは、最後の質問ですが、秋の行楽シーズンを迎える市民の期待と、また、年内予定の行事への影響はということで、お伺いしますが、とにかくおどりもなく、活気もなく、2年目の夏が過ぎ、また、今年も秋の行楽シーズンが近づいてきました。そして、その後には、ウインタースポーツ、冬の世界が来るわけでございますが、自粛から蔓延防止、そして、緊急事態宣言と続く全く活気のない生活が続いております。

地域イベントや市民、住民向けの行事や、紅葉の季節を迎える観光地として取り組み、また、高鷲、白鳥、北部の多くのスキー、ボードファンも待ち望んでみえるウインタースポーツのシーズンに入るわけであります。

お客さんを迎え入れます主催者またその来場される方々、それぞれが取るべき義務を果たし、責任を明確にして、何と申しますか、停滞する地域活性化に向けて、また、ワクチン接種の進行とともに市民の期待はこの地域経済の発展に期待が膨らみつつあると思っておりますが、年内開催予定の行事への影響を現状ではどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(山川直保) 可児商工観光部長。

○商工観光部長(可児俊行) それでは、お答えをさせていただきます。

昨年から続く新型コロナウイルスの感染の拡大によりまして、議員言われましたとおり、市内各地で開催されるイベントや祭礼の多くは中止や規模の縮小を余儀なくされておまして、郡上市の観光業は大きな影響を受けております。

9月2日に発表がありましたねりんピック岐阜2021の中止によって市内の宿泊事業者が受ける影響を調査いたしました。その結果、現時点ではございますが、およそ2,500万円の収入が見込めなくなったということが分かりました。

このような現状において、観光客の皆さんをお迎えするに当たっては、新型コロナウイルスに感染しないこととともに、感染させないことが重要であり、受入側とお客さまの双方が徹底して感染

対策に取り組んでいただくことが必要であろうと思っております。その対策の参考になりますのが昨シーズンのスキー場の関係者の感染対策でございます。

昨シーズンの郡上のスキー場には100万人を超える来場者がありましたが、基本的な対策の徹底に加えまして、定期的な3密回避の場内アナウンスの啓発などによりまして来場者から従業員への感染の報告はございませんでした。

この取組につきましては、様々な業種の事業者の方に参考としていただきたいために郡上市の観光連盟のホームページでその対策事例を掲載しておりますので、ぜひとも参考にさせていただきたいと思っております。

郡上市としての本格的な誘客の取組につきましては、緊急事態宣言等の解除が前提にはなりませんが、今、政府が示しております行動制限緩和というところを、現在、注視をしております。ワクチン接種者等を対象とした飲食店での酒類の提供や県境を越えた移動の容認、あと、Go To トラベルの再開や感染対策を徹底して行う大規模イベントの人数制限の緩和等が、今、検討されております。

郡上市におきましては、オンライントラベルを活用した宿泊割引クーポンの発行や、修学旅行等で郡上市への来訪を支援します教育旅行支援助成金事業等のいわゆる誘客メニューを準備しております。

また、教育旅行につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、その再考、中止を検討している学校もございますが、そういうところに対しましてもその延期を提案するような取組も行っているところでございます。

今後におきましても、国、県等による観光消費の拡大を目的とした事業と、郡上市独自の事業の併用によりまして、市民の皆様の不安を解消しながら誘客による経済効果を最大限に高めることで期待に応えていきたいと思っております。

今後の観光事業の復活の鍵といいますとやはりワクチン接種であろうというふうに考えております。現状においては、県内を中心とする近隣からの観光を想定いたしました、いわゆるマイクロツーリズムに力点を置きながらも、新型コロナウイルス感染症の終息後の広範囲の集客も視野に入れた誘客に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 御答弁いただきありがとうございます。

ここで、市長、実は今、今というか、今朝、来るときに、下でこのティッシュペーパーを頂いてきましたけれども、ここに「新型コロナZERO運動推進中」ということで、今、部長のほうから100万人来てゼロだったと。本当にありがたいお話があったわけですが、まさにこのゼロ運

動、運動ですので、皆さんが汗をかいて目標に向かって動く、それは運動ですが、どうかここで、ちょうど県のほうでも昨日辺りで二桁ですか、感染者が。郡上市においては感染者ゼロが続いておりますけれども、こんなことで。いつ発生するかはまだ分かりませんが、とにかくゼロ運動、ゼロを進めるということでぜひともここで市長に一言、思いのほうを語っていただきたいと思えます。このゼロ運動に関しましてよろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 今、お話がありましたように、また、後の御質問でも少し詳細に郡上市の感染状況をお話をさせていただこうと思っておりますけれども、8月、そして、9月、これまで経験したことのなかったような感染状況でございましたが、幸いにして、岐阜県もたしか今日の新聞報道等によりますと二桁が4日続いたというようなことでございますし、郡上市も9月10日の感染確認を最後にして、今日のところでは5日間ほどゼロを記録はいたしております。

しかし、この感染は何か固まりが生じますと本当に一挙にこの前の8月の半ばに経験したようなこととなりますので決して油断はできませんけれども、やはり基本は一人一人の皆さんがうつらない、うつさないという固い決意を持って基本的なことを守っていただくということだろうと思えます。

そして、先ほど来、出ておりますように、ワクチン接種のほうを、ワクチンの供給を受けながら懸命に進めてまいりますので、これから、行楽シーズン、あるいはスキーシーズンにも向かっていきますけれども、やはり基本は確かに、あれもできない、これもできないということでもありますけれども、できることを探して、そして、何よりも郡上市民の気力、元気を失わないことだというふうに思えますので、みんなでしっかり対応して頑張ってもらいたいというふうに思えます。

世情、確かに第5波はこれでピークアウトしたのではないと言われておりますが、また、いろんな条件の下に次の波も来るかもしれないけれども、状況は、しかし、ワクチンの接種が進んでおりますので、私たちはそこにも希望をかけて頑張ってもらいたいと、市民の皆さんにもそのようにお願いしたいというふうに思えます。

（16番議員挙手）

○議長（山川直保） 渡辺友三議員。

○16番（渡辺友三） 突然ですみません。ありがとうございました。

やはり、何と申しますか、いつ発生するか分かりませんが、このゼロがいつまでも続き、そして、夜の街にも、笑顔、笑い声が早く戻るような、そんな街にできれば、なったらというふうに思っておりますので、どうか、市民こそこのゼロ運動を進めていきたいとそのように思えます。ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、渡辺友三議員の質問を終了いたします。

それでは昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時56分）

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 三 島 一 貴 議 員

○議長（山川直保） 6番 三島一貴議員の質問を許可いたします。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは、1点のみ、長良川鉄道についてという質問をこのたびさせていただきたいと思います。

過去のお話を聞いたり、議事録をいろいろと見ておりましたら、合併以来、郡上市議会から、特別委員会、交通対策特別委員会が設置されて、そちらからも長良川鉄道について意見が出たということも確認しておりますし、過去に日置市長が就任されてからも多くの議員がこの長良川鉄道についての一般質問をされているのを拝見いたしましたところであります。

私からも同じような形で長良川鉄道についてということで質問させていただきますが、郡上市長におかれましては長良川鉄道株式会社の社長でもあるという面もありますが、このたび私は7つの質問を用意しておりますが、中には長良川鉄道の社長という立場でのお話を聞く場面も出てきます。

その辺りは御了承いただきまして、しかしながら、最後には郡上市長という立場での御意見をしっかりとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、早速、質問に入ります。

1番、毎年、長良川鉄道経営対策事業として長良川鉄道に経営損失補助をしていますが、ここ3か年の金額を教えてくださいということですが、コロナの影響によって令和2年度はがくんと落ちているということは聞いておりますし、また、私は議員で、このたび決算の認定特別委員会でもこういった数字が出ておまして、議員として、この事業にどれぐらいお金が使われているか、予算・決算のことは知っとして当たり前の話ですが、あえてここで聞く理由といたしますと、一般質問に当たっての確認を含めて、そしてこの一般質問を通して市民の方にしっかりと聞いていただいて公開させていただきたいということもありまして、あえてこのような質問をさせていただきますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） 三島一貴議員の質問に答弁を求めます。

日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） それでは、お答えを申し上げます。

長良川鉄道の経常損失への支援といたしましては、沿線の5市町であります美濃加茂市、富加町、関市、美濃市、郡上市において協調補助を行っており、本市の負担率は51.84%となっています。

直近3年間の経常損失に対する本市からの補助額は、平成30年度は5,992万3,000円、令和元年度は6,686万2,000円、そして令和2年度は8,347万円となっております。

特に令和2年度におきましては、コロナ禍における高校などの休校や各種イベントの中止、外出の自粛などもあったことから、利用者の実績を見ますと令和元年度の78万1,169人と比較して69.2%となります54万784人で24万385人減少しております。

また、これに伴い、運賃などの収入におきましても1億2,474万4,000円もの減少となりました。こうしたことから令和2年度の沿線市町全体での損失補助額については、前年度と比較しまして24.8%増加し、1億6,101万5,000円となりました。

このほかですが、広域の移動を担う交通事業者としましてコロナ禍においても住民の交通手段を確保するために運行を継続いただく必要がありましたことから、沿線の市町と連携しまして、経常損失への補助とは別枠で、緊急コロナ対策運行支援補助金を総額7,500万円、このうち郡上市分は3,888万円となりますが、国からのコロナ対応臨時交付金を活用して補助させていただいたところでございます。

（6番議員挙手）

○議長（山川直保） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 続きまして、2番へそのまま入りますが、この経営損失補助以外に長良川鉄道へ補助を出していると思います。毎年、支援対策事業または近代化整備事業として補助金を支払っておりますが、このことの金額、あと、どのようなことに使ってみえるものなのか、内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 現在、鉄道施設の維持管理等に対しましては、県や沿線市町と協調して補助金の補助を行います長良川鉄道支援対策事業と鉄道の安全運行を確保するための車両や施設の更新また老朽化対策事業等に対しまして国や県、沿線市町が補助を行います長良川鉄道近代化整備事業の2つの事業補助を行っております。

そのうち令和2年度における長良川鉄道支援対策事業では、不良になりました木製の枕木の交換やレールの交換、車両の定期点検などの総事業費2億4,000万円に対しまして本市の負担分としては6,842万8,800円を補助しております。

また、長良川鉄道近代化整備事業では、保安通信設備としまして列車無線設備の無線機の更新や富加駅における基地局の新設、そのほか軌道改良としまして木製の枕木を耐久性のあるコンクリート製のものに交換するPC枕木化や老朽化した橋梁などの塗装などですが、総事業費1億8,696万5,035円のうち本市は4,693万3,641円を補助しております。

今後の見通しについてですが、継続して鉄道施設を維持していく必要がありますので、長良川鉄道支援対策事業としましては、毎年度、不良枕木の交換やレール、信号ケーブルの交換、車両の点検・整備などに係る全体事業費約2億円のうち本市としましては6,000万円程度の負担が見込まれます。

また、長良川鉄道近代化整備事業では、継続して実施しておりますPC枕木化ですとか線路への落石防護柵の設置、車両の老朽化による新車更新等に必要となる毎年度の総事業費約4億8,000万円のうち、本市の負担分は、国の補助率などによって変動はありますが、おおむね1億3,000万円程度が見込まれますので、両事業を合わせますと年間の総事業費としては約6億8,000万円となり、そのうち本市の負担分は約1億9,000万円ほどになるものと見込んでおります。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 僕のほうでも決算書等を見ながら計算いたしました。平成30年度、令和元年度で行きますと、最初の1番の経営損失補助、また2番の支援対策事業、近代化整備事業、全部を足すと郡上市から長良川鉄道へは約1億7,000万円のお金が出ておりました。平成30年度も令和元年度もほぼ同額の数字でありました。

今、部長から説明がありましたように、令和2年度はこれを足しますと約2億3,000万円ほどのお金が郡上市から一般財源として長良川鉄道への補助という形で出ていることを確認いたしております。

議事録でたどっていきましたら平成20年度に市長が答弁されておりました、その時に一般質問の中でその当時は約1億600万円という話を議事録で確認いたしました。約、この10年ほどで1億円ぐらゐのものが1億7,000万円、2億円ぐらゐ、倍ぐらゐの補助になっているのかなということをちよつと確認したところであります。

今、部長から答弁がありましたように、また次の計画については1億9,000万円ぐらゐだというような話も今お聞きいたしましたが、一応、そういった形で市のほうからは長良川鉄道の会社のほうにはそのような補助金を受けているということでありました。

それでは、次の質問に入りますが、3番と4番は同時に質問させていただきたいと思いますが、今、少し近代化整備等の話がありました、こういった老朽化による整備をされとるということでもありますけど、この近年、お話を聞きましたら、車両の更新が出てくるのではないかとということも

聞いております。

その辺りのことがどうなのかということをお聞きすることと、駅舎が、長良川鉄道自体、全て、全線で38駅あるそうですが、そのうち23が市内にあるそうであります。

八幡駅におかれましては整備されて立派な駅になっておりますが、またそのほかに様々な駅があると思いますが、そういった駅の整備等の計画はされておるのかということをお聞きしたいと思っておりますし、またいいこともお聞きしたいと思っております。

これは4番になりますが、マスコミやホームページ等で見させていただきますといろいろな取組を長良川鉄道としてされておるようであります。もちろん乗客の確保からそういったことも含めてだと思っておりますが、様々な企画を行っておったり、新しくスマホのアプリを開発されて、それで利用できるような仕組みも整えられているということもマスコミのほうで知ったことであります。この辺りのことも教えていただきたいと思っておりますので、質問させていただきたいと思っております。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） まず、長良川鉄道の軌道などの施設の現状についてですが、延長は72.1キロメートルで、先ほど申されましたとおり、38の駅、148の橋梁、12か所のトンネルがありまして、先ほど説明いたしました長良川鉄道に係る支援対策事業と近代化整備事業におきまして、国や県の補助を活用しながら、安全運行を行うための枕木交換、レール交換、線路への落石を防止する防護柵の設置等々、維持修繕や老朽化対策に取り組んでこられました。

特に昨年度からは昨年3月に発生しました美濃太田駅構内での脱線事故に起因しての緊急措置としまして全線における不良な木製枕木の交換でありますとか急カーブ箇所におけるPC枕木化を優先して実施しておるということをお聞きしております。

この不良枕木の交換に当たっては、平成15年に発生しましたトロッコ列車の脱線事故を受けまして、中部運輸局の指導の下、不良率を15%以内に抑えるという必要があるということで、木製の枕木の耐用年数から見ますと現状では年6%の割合で不良枕木が発生していることから、それが12%を超えないよう、順次、不良枕木を交換してきているそうです。

その整備状況につきましては、毎年11月に詳細な調査を実施されていますが、本年3月末時点の暫定値としましては不良枕木率は12.75%であり、毎年度の整備により不良率を抑えることができているというふうにお聞きしております。

また、耐用年数が長いコンクリート製のPC枕木については、本年3月末時点での暫定値ではPC枕木化は36.1%になっているということでもあります。

今後も不良枕木の交換ですとかPC枕木化を優先的に進めることとしておられ、不良枕木の交換は年に約4,500本、またPC枕木化は年に約2,000本を交換していく予定であると聞いております。

このほか、先ほど申されました列車におきましては、平成21年度に1両を更新した以降、10年以

上、更新が行われておらず、老朽化も進んでおりますので、今年度から毎年1両を更新していく予定であると伺っております。

なお、車両の更新に当たっては1両に約2億円ほどかかるというふうに聞いておりますが、これは近代化整備事業の約半分を占めるものになると考えております。

次に、駅舎の整備につきましては、平成29年4月に郡上八幡駅の改修が完了しましたが、これは、観光拠点としての機能向上を図るため、国の登録有形文化財にもなっております駅舎を昭和4年の建設当時の姿に復元しつつ、これまで不足していた販売や飲食の機能をはじめ、授乳などができる施設や観光案内所の新設のほか、利便性を高めるための屋根付きのバス停留所の新設、トイレの増設などリニューアルを市が行ったものでございます。

長良川鉄道としては、鉄道の軌道の維持と強化を優先的に取り組まれるなど安全な運行に対する投資が優先されるため、駅舎などの施設整備までには十分な投資ができない状況であり、現状での財源確保も大きな課題となっていることから駅舎の改修に取り組むなどの計画はないというふうに聞いております。

次に長良川鉄道が行います新たな取組についてですが、運賃等の支払いにおいては本年4月よりスマートフォン専用アプリでありますQUICK RIDEを導入されましたが、それによりまして通勤や通学の定期券をスマートフォンを使って時間や場所を問わず購入することができ、またスマートフォンの画面を係員に見せるだけでお乗りいただけるようになっております。

なお、令和元年7月からはQRコード決済のPay Payも導入したほか、今後はカードをかざすだけで支払いができるVisaタッチの導入も予定しているというふうに伺っております。

このほか、郡上市内ではありませんが、国土交通省の補助を活用して美濃太田駅から関駅までの間の午後5時から6時台の通勤通学の時間帯に列車を1便増便して列車の運転間隔を短くすることで通勤通学の利便性を高める実証実験を9月1日から11月30日まで実施していくとも聞いています。

なお、今年度の新車両の導入に当たりましては、昭和の再現を図るべく、おくみの号の復活プロジェクトとして、越美南線時代に走行していた急行おくみの号のクリーム色をメインカラーとし、朱色をサブカラーとした外装を再現する予定であると聞いておりますし、来年度、令和4年度には外装をオレンジ色で再現する予定とのことであります。

また、この新車両を導入した後には復活プロジェクトの企画も検討していると伺っております。

いずれにしましても、長良川鉄道としましてはこうした利便性の向上に資する取組にも力を入れてきておりまして、沿線地域に欠かせない交通手段として利用者の獲得を図るとともに、さらには観光利用面の強化によります新たな客層の確保にも努められていくといった状況でございます。

(6番議員挙手)

○議長（山川直保） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） いろいろと御説明をありがとうございました。

駅舎の整備に当たるんですが、私の住んでいる白鳥ですが、美濃白鳥駅は銀行さんのATMがあったということですが、ちょっと前に廃止になって、ずっと閉まっておりまして、話を聞いておりますと、そのATMを廃止しましたし、そこの部屋も解体するんじゃないかというような話も耳にはしております。

そこだけ解体すると駅はどうなってしまうのかなんていうことも心配で見ているところではありますが、また、そういったことも、今後、話し合っていかなければならないのかなと思っております。

続きまして、5番、6番、こちらと一緒に質問させていただきたいと思います。

高校の通学者の利用状況について。長良川鉄道においては通学・通勤の人が大半を占めているのではないのかなと思っております。

私は、高校は郡上高校へ通いました。私が行っている当時は、毎朝、車両が2両編成で、満員で、八幡駅まで着いて、八幡駅から、自転車を置いて、自転車で学校へ行ったことを覚えております。

どうも、その後ですかね、郡上高校の横のトンネルが開通された。そこからそのとき走っていた路線バスが郡上高校の横まで行くようになりまして、ほぼ長良川鉄道には郡上高校生は乗らなくなったのではないのかなと思っております。

一応、今、高校生の通学への利用状況、逆に、八幡から、南部のほうから郡上北高校へ来る方もおと思いますが、どのような状況になっているのかということをもまず一つ質問させていただくと、6番で市内にあるほかの交通網等の状況について、こちらのほうも北部メインの話でいいんですが、今、八幡から北濃駅までこのように長良川鉄道が走っておるんですが、重複路線は、どのような、公共交通というか、交通網があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山川直保） 日置市長公室長。

○市長公室長（日置美晴） 先ほどの私の答弁の中で、枕木の不良率を15%以内に抑える必要があるといったところ、15%と言ったつもりでしたが、12%と言ったようですので、15%以内に抑える必要があるということで訂正させていただきます。お願いいたします。申し訳ありませんでした。

ただいまの御質問についてお答えします。

初めに高校生の通学利用の状況ですが、今年度に長良川鉄道を定期利用する高校生の乗車駅を見ますと、郡上高校に通学する生徒では、市外1人、美並町内36人の計37人が利用される一方で、大和、白鳥、高鷲からの利用者はおられません。また、郡上北高校に通学する生徒の定期利用者は、美並町内4人、八幡町内22人、大和町内5人、白鳥町内2人の計33人が利用されております。

このほか、市外の武義高、関高、関有知高に通学する定期利用者を見ますと、白鳥町内1人、

大和町内6人、八幡町内9人、美並町内14人の計30人が利用されております。

以上のことから、市内・市外を合計しますと、御質問のありました北部地域の白鳥、高鷲からの通学のための定期利用者は、大和から11人、白鳥からは3人ですが、八幡町や美並町内からも26人もの生徒さんが長良川鉄道を利用して郡上北高校に通学しておられるといった状況でございます。

次に他の交通網との重複についてですが、御承知のとおり長良川鉄道と重複しているバス路線は白鳥交通さんが運行する郡上八幡白鳥線と郡上八幡万場線の2路線があり、特に郡上高校への通学に関しましては高校のすぐ近くにバス停があることから北部地域からは乗換えなしで高校に通えるということで利便性が非常に高いというふうに言えます。

一方で、長良川鉄道については、郡上高校に通学するためには郡上八幡駅で下車した後に徒歩や自転車で向かうほか、路線バスに乗り換えて高校付近まで行く必要があるため郡上八幡白鳥線などに比べて不便なことから郡上八幡駅以北の長良川鉄道の定期利用者がいないのではないかと思います。

もっとも、これら通学利用の状況のみで、路線の優劣や効果、効率性を推しはかることはできませんが、鉄道とバスの路線の重複については一つの課題として捉えております。

なお、北部地域からも長良川鉄道を利用して郡上北高校や市外の高校へ通う生徒が大和11人、白鳥3人の計14人見えることに加え、八幡町や美並町内からも26人もの生徒が長良川鉄道を利用して郡上北高校に通学されていることから、こうした方たちの利用動向も踏まえておくことが必要です。また、長良川鉄道では、沿線人口の減少を想定し、他地域の乗客を獲得するために観光列車「ながら」や各種の企画列車を運行するなど観光面での利用促進にも積極的に取り組んでおられることから路線の役割なども踏まえながら効果的・効率的な運行の在り方について今後とも検討を進めてまいりたいと考えております。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 私も高校のほうに連絡いたしまして、北高と郡上高校に連絡いたしまして、生徒さんの状況を教えてくださいということで数字を把握させてもらいました。長良川鉄道利用者またはバス利用者、通学生ということ、その数を見させていただきました。

北部の方は比較的バスを使っておるのかなと。今、答弁でありましたように南部の方は長良川鉄道を使っておるのかなという形のような分析をさせてもらったところでもあります。

続いて、7番の質問に入るんですが、長良川鉄道の今後はということですが、こうやって、学生、多くの方の利用を今までしておったところですが、現状、このようにバスへ切り替えられる学生もおる中、そしてまた今後少子化ということで子どもたちが少なくなっている中、だんだん

学生自体も少なくなっていて通学利用される人も少なくなっていくのではないかと。

そんな中、また今聞きました交通網の重複がある中、こうやって人口が減少する中、2つの路線が同じようなところを走っておって、共倒れという心配もございます。

そんな形の中で、今、部長からは、今後、こういった在り方や進め方については検討していきたいということですが、郡上市長のほうにこのことに対して今の考え方について詳しくお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） ただいま数問にわたりまして長良川鉄道の現状について御質問がありました。

私も改めていろんな財政負担等のことを考えながらおったわけでありましてけれども、郡上市長としてどう考えているかということについては、当然、自治体として地域の公共交通を守るということは必要なことでありまして、これは長良川鉄道に限らずバスについても相当の自主運行バスあるいは路線バスへの補助等を行っているところであります。

そういうことでありますが、私としても非常に重く受け止めておりますのは、鉄道というのはバスと違って、バスはいわば道路の整備は道路事業が公共でやっていただくということでありまして、その上をバスが走るということですが、鉄道の場合は、鉄道敷、橋梁、トンネル等々を安全に維持しながらその上を走らせるという、そういう意味では非常に自らの事業体としても経費が非常にかかる事業であるということには言えるわけでありまして。

そういうことで、いわば郡上市という自治体としてこの鉄道にどれだけの財政負担をしてでも、安全に、そして、日々の市民、住民の皆さんの日常交通の足として、そしてまた、もちろん、鉄道が運行されているということは、広く、市外、国内あるいは外国の方が来られるときでも、地図を見れば鉄道というのは表示されているわけですし、こういうふうにして行けば行けるんだという効果というのは非常に大きなものがあるというふうに思っておるところでございます。

そういうことで、この鉄道については、私としては、できるだけこの鉄道を今後とも維持していくということについては市長としての立場でも必要なことではないかというふうに思っております。

その意義づけはいろいろありますけれども、先ほどお話がありましたように、現在、郡上高校の高校生の利用者は、特に八幡以北については、先ほども議員の御指摘がありましたように、道路交通の変革ということで、これは長良川鉄道にとっては大変な大きな変化であったと思います。

私も、今、毎日ではありませんけれども、通勤のときに長鉄を利用して来ることがあるんですけども、私が就任した直後ぐらいではまだ数人は高校生が乗っておられましたが、片一方で、先ほどもお話がありましたように白鳥交通さんのほうが156号線沿い以外に万場のほうを回るという路線を設けられたということで、バス路線の不便なほうの地域にあった高校生がそういう形で新たなバス路線ができたことによってバス路線のほうへ吸収されたのかなというふうに思っております。

そういう変化があるわけですが、ただ先ほど室長もお話ししましたように郡上北高校へは相当南のほうから一気に白鳥まで行ける重要な通学の足としての機能は持っているのかなというふうに思います。

また、これもいろんな交通条件の変化がありますけれども、いわゆる郡上から南のほうへ行くバス路線の問題として、従来は、岐阜バスさん、岐阜乗合さんが156線沿いをずっと八幡以南についても持っておられたという状況であったものが、それがなくなりました。したがって、確かに八幡から北へ向かっていく路線バスというのがなくなったというような事情も考慮しなきゃいかんかなというふうに思っております。

私が通勤するときに何人かの方が乗っておられて、今日はどこへ行かれるんですかと聞きますと、今日は関の中濃厚生病院へ行くんだとか美濃病院へ行くんだというような方も時々はおられます。そういう意味でそういう活用の仕方をしておられるのかなというふうに思っております。

また、この鉄道というものは、先ほども申し上げましたように、こうした日常の交通のほかに、いろんな意味で、観光客の方々は知らない地域へ行くというのにどうやって行ったらいいんだろうというときに特に外国人の方等も鉄道を利用されるということはあるというふうに思っております。

そういうことで何とか鉄道の隘路打開をしたいと。活路を見つけないかというようなことで、観光列車「ながら」の導入であるとか、そういう努力をしてみましたが、観光列車「ながら」についても必ずしもラッキーな環境だけでなく、平成30年の集中豪雨によるかなりの運休であったり、それから最近でいえばコロナというようなことで、本来、上げられるはずの利用乗客の数あるいは収益というようなもの思うように行っていないという意味では苦戦しているということがございます。

そういういろんな要素を考えて、私自身も郡上市長としても深く実は悩んでいるところでもあります。非常に重い課題だというふうに思っておりますが、今後、この鉄道をどうしていくかということについてはしっかりいろいろと考えていかなければいけないというふうに思っております、沿線市町の課長会議あるいは副市長をメンバーとした経営を考える会議等がございますので、そういう中で十分議論していただきたいと思いますし、また私たち沿線の首長は長良川鉄道の取締役でもありますので、これもまたしっかり議論していかなければいけないというふうに思っております。

市民の皆さんが本当にこの鉄道に対してどう思っておられるのかということも聞かなければいけないと思っておりますが、今、公共交通網の形成計画をまた改定する時期にもございますので、鉄道だけではございませんが、バスの在り方あるいは鉄道の在り方等についても市民の皆さんの意見を聞いていきたいというふうに思っております。

そして、近年、いろいろとこの鉄道を維持していくのには国や県の助成ということが非常に大事

でございますが、今、国のほうは、こうした鉄道について、いわば上下分離方式という上で客車を動かす事業と下の部分のそうした様々な鉄道のインフラを整備する責任主体というものを分けるといことが一つのこれからの鉄道経営の在り方ではないかということで、そういう方式を取ったところに補助率を高くしてあげるよというような方式もあって、その辺の検討もしていかなければいけないというふうに思っております。

私としては、社長としてはもちろんでございますけれども、首長としても非常にこの課題を重く受け止めて方向づけをしっかりとしていかなければいけないと思っております。

ただ、基本的には長良川鉄道、越美南線というものは先人の皆さんがそれこそ明治時代から運動してようやく実現したものであります。でき得るならば、これからの脱炭素社会というような社会にも入っていく中、あるいは高齢社会に入っていく中で重要な公共交通として何とか維持していきたいという思いを基本的には持っております。

これを例えば一部分でもどこでもやめるということになりますと、それはそれでいろんな問題がまた出てくるんですが、特に鉄道として大きいのは、そういうふうになりますと、例えば、現在、河川の使用等をしている鉄橋等を撤去しなければいけないというような、今度は逆にやめるほうについてのかんりのコスト負担もあるというふうに言われておりますので、いずれにしる、進退、どういうふうにしていくかということについて市民の皆さんや議会の皆さんの御意見もよく聞いて方向を決めていきたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(山川直保) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) ありがとうございます。

本当ならば市長と今日は会話ができるのかなと思って僕も待っておったんですが、長い答弁をされまして時間がなくなってしまいましたので、あとはこちらから一方的にしゃべるしかないのかなと思いますので、議論するにはまた別の機会ですでさせてもらいたいと思いますが、なくす前提で僕も今日質問させてもらったわけではないんです。このことについて真剣に考えなければならぬ。

なぜかといいますと、市民がこれは必要だと思っておるんであれば乗っていると思います。私、家の前を長良川鉄道が走るもんですから通るたびに見ておると、乗客は正直少ないです。これは、株式会社という経営の観点から行けば、はっきり言って事業仕分けされるところではないのかなと思っております。

その中で、こういう赤字補填ということで最初に聞かせていただきましたが、約2億円ほどのお金、1億7,000万円から1億9,000万円という話ですが、それは全て郡上市民の税金なんです。そちらで補填しておるとい。

一般財源ですから。長良川鉄道へ補填している部分は一般財源でそれだけのお金を補填している

という中で市民がどう思っているかということが大事だと思っております。

市長からも言われました市民のこれからの声を聞かせてもらうということでありましたが、本当に市長が今言われたように必要だと。市長はなるべく残したいという思いだということで僕は今日答弁を頂いたと思っておるんですけど、なぜそこまで必要だと。これから存続させるためにあってどうなのかということをお今後しっかりと詰めていかなければ。これを市民からも納得していただくように。

だから、あえて、今日、この一般質問の場で細かな数字を。市民の皆さんがこういうふうな負担をしているんだよということを理解してもらうために質問させていただいた部分もあります。

そんなことで、交通対策特別委員会を郡上市議会が設置されたときも、一番下にあります、今後、市民の意向を調査し、その結果を踏まえた上での判断が必要であるという形で報告書も出ておりますし、また過去の議事録を見ておりますとそのたびに市長は今後いい方法を検討していきたいということをおずっとと言われておりますが、今日は本当はここで今まで市民に聞いたことがあるのかという再質問をさせてもらいたかったところもあるんですけど、それはあえて今日はしませんが、本当に市民がどう思っているのかということをおしっかりとこれから調査していただきまして、重複路線で賄えるのであれば、一つは、一番、共倒れというのが僕は本当に心配です。

両方ともやっていくことによって共倒れして両方とものお会社が経営破綻するようなことは間違ってもいけないことでもありますし、そんなことも含めてしっかりと判断していただきたいと思っております。

ありがとうございました。今日は時間になりましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保） 以上で、三島一貴議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は13時50分を予定いたします。

(午後 1時40分)

○議長（山川直保） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（山川直保） 4番 田中義久議員の質問を許可いたします。

4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

通告の中で1番、2番を挙げておりますが、2番目の盛土の調査につきましては、恐らく1つ目の御返答を頂く中で時間が十分取れないというふうにも思います。14番議員の明日の質問でしっか

り時間が取っておりますので、そちらに託すということをお願いしたいというふうに思います。

まず、今年の夏を振り返りますと、何よりも2年目となりました新型コロナウイルス感染症の蔓延でございます。まさに歴史に残る感染症、これがさらに先が見通せないまま事態悪化の一途をたどりました。

8月半ばから第5波が天井知らずで感染拡大し、毎日のように最多更新。全国では1日に2万5,000人を超える日があり、岐阜県でも8月26日には384人、郡上市も8月19日の1日8人をピークに昨日までに115人の感染の発表がなされております。

これは感染爆発とか災害レベルとも言われ、岐阜県下も、8月27日に3度目の緊急事態宣言、同措置となり、現在、収まりつつありますが、月末まで延長して発令中であります。

こうした事態に対しまして今年の夏は感染症対策の決め手と言われるワクチン接種が進んだことも歴史に残る出来事であったのではないかと思います。

郡上市も、遅い、遅いという声が聞こえておりましたが、接種希望者に対しまして市が日時や場所を指定されて行う郡上方式は、安心でき、かつ信頼できる方法であり、接種された皆さんも喜ばれておりました。

これは、医師会、医療従事者、市職員、広く関係の皆様のお力のためであり、厚く感謝を申し上げ、市長さんのかじ取りにも敬意を表したいと思う次第でございます。

これからはワクチン調達や供給に国を挙げて取り組んでいただき、まだお待ちの希望者に一日も早く接種を完了していただきたいと願っているところでございます。

さて、今回の一般質問では、今、申しあげましたコロナ禍の状況が市民の皆さんの日常生活からお仕事また様々な社会活動など360度にわたる全般にわたりまして、非常に厳しい、つらい影響をもたらしていることを踏まえ、身近な、そして市民の皆さんが知りたいと思ってみえることにつきまして、市長のお考えを問い、感染対策を理解する一助とし、また事業の進展や新たな対策を考える機会になればと思います。

既にいろいろところで市長さんも説明されておりますが、改めましてお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、初めに新型コロナウイルス感染症の郡上市における感染状況であります。市長さんにお伺いしたいと思います。

8月19日、市長さんは自らケーブルテレビを通じましてコロナ感染急増につきまして本当に真剣な表情で丁寧に語りかけていただきました。

まさにその状況をしっかり説明していただいたと思っておりますし、我々もしっかりそれを拝聴したわけですが、また、詳細な感染の状況につきましては、本当に細かな情報とそれに対する拡大防止のためのポイントもしっかり書かれたそういうふうなものを全戸配付もしていただい

おります。

それも承知の上でお尋ねするわけではありますが、市長さんには、感染の広がりや症状の重篤化など郡上での実態を踏まえた分析、そしてこれからの予測、これは難しいことではありますが、市長がお持ちの詳細情報、また感じておられる感染症に対する危機感、これと共に話していただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えいたしたいと思います。

今、田中議員がお話しになりましたように全国的あるいは岐阜県においても8月に本当に感染爆発とも言える状態になったわけでございますけれども、郡上市の状況を申し上げますと、大体、今、おっしゃいましたけれども、郡上市は今年の7月末までのコロナの感染者というのは51人ございました。これは、令和2年の11月末に郡上で初めて感染者が出たという時期からずっと計算してみますと約8か月かかって50人台になったということでございます。

しかし、その後、8月に入って、1人、2人と出てまいりまして、特にお話がありましたように、8月の14日以来、4人、6人、8人というような感染者が出まして、ほぼ毎日、感染者が確認されたというような状況でございまして、9月の初めには累計の感染者数が100人を突破いたしました。これを見ても、いわば8か月かかって50人に達したのが約1か月で100人に達したという驚くべきスピードであったかなというふうに思っております。

その後、9月に入ってから今日まで感染者が出続けております。ここ9月10日を過ぎてからは、今、5日ばかり、先ほど渡辺議員のお話に申し上げましたけれども、感染確認ゼロという状態でしたが、まだまだ油断できないということでございます。

こういう中で郡上の感染防止対策ということについてよかったこととかそういうことをどう総括しているかということですが、よかったことというか、ありがたかったと思うことは、事業者の皆さん、飲食とか、その他、様々な、観光をはじめとして、外から人を迎えられる、例えばスキー場であるとかそういったようなところに市の呼びかけにも応じて衛生対策をしっかりやっていただいたということです。

これは市のほうもできるだけの支援をいたしましたけれども、そういうことでありますし、またもともと緊急事態宣言あるいは蔓延防止等の措置期間等にそれぞれ本当に協力的に時短であるとか休業であるとかそういったことをやっていただいたということが大きかったと思いますが、おかげさまで、そういうことで、郡上市においては、外から来られる観光客とこちらの対応する側とかスキー場でたくさんの方が来られるのとスキー場施設で働いている地元の方とか、そういった形での感染はほとんど起こらなかったということでございます。

その他、いろいろと、病院、福祉施設、学校、保育園等々、そういったところで他地域で起こったような大規模なクラスターというようものが発生しないで来ていると。若干、5人以上ということで固まった発生事例もございますけれども、今、申し上げたようなところではほとんど大きな感染はなかったと。

これは、ひとえに、市民の皆さん、本当にそれぞれの皆さんにしっかり気をつけていただいたということと事業者の皆さんの御協力のたまものだというふうに感謝いたしているところでございます。

そういうことで、感染の状況については今申し上げたような状況でございますが、その状況を見ますと、先ほど御指摘のあったこれだけ広がったというのはデルタ株の蔓延の影響というのが非常に大きいと思います。

デルタ株については、岐阜県でも、それぞれ個々には遺伝子分析等はしておりませんので、いわゆるスクリーニング検査と言っておりますが、一定の抽出をしておりますが、ほぼ岐阜県ではこの8月以降は90%以上の感染がデルタ株であったろうというふうに県のほうは推計いたしております。

そういうことでございまして、非常に厳しい状況を迎えたわけですが、それから症状の重篤化等はどうかということですが、これについては、岐阜県も重篤化の最も深刻なものは死亡ということになるわけですが、御承知のように郡上市では3名の方が残念ながらお亡くなりになっておりますが、この3名の方がお亡くなりになったのは最後の方が5月でございます。この8月の第5波と言われるような中ではそういう方は出てこなかったということでございます。

いずれにしろ、かかられた方は本当に大変な目をされて、お見舞いをするわけでありましてけれども、今後も、よく言われるように、第1波、2波、3波、4波、5波と波が来るごとに波の高さが高くなっているという状況がございますので、これから年末とか行楽シーズンとかいろいろ迎えるわけですが、決して油断はできないと。大いに危機感を持って対応していきたいと思っています。

ただ、後でも申し上げますが、ワクチンの接種の進みというものがこれまでとは少し様相を異にするのではないかとこの点は期待いたしております。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保) 田中義久議員。

○4番(田中義久) 市長さんが言われましたように、今度の総合計画でも、引き続き、みんなであつくるまち郡上、まさに今回の感染症対策も市民の皆さんのお力で今言われたような成果が上がっているということをお聞きしてうれしく思ったことでございます。

一つ紹介したいんですけども、八幡町の上栴形バイパス沿いに延命の地藏様というのがありまして、幕末の1858年、安政5年と言われますが、江戸で流行したコレラが全国に飛び火したと。そう

いう状況を聞いた郡上の城下の住民がこれを何とか防がないかと。

ちょうどあそこは城下を守る柵形がありまして、検問所みたいなところがあった土地柄だと思いますけど、そこに小駄良から石を切り出して、そして石工を雇って2年がかりで地蔵様を造ってあそこで止めようということをしたのが今日に残っておるわけですけども、そういうふうにして人類の歴史の中ではそういうふうな時間もかけながらみんなが力を出して対策を取ってきたということに思いを致した次第でございます。

私たちの今日の取組は、またこれからの将来や未来の子どもや孫の時代に生かされる。そして、伝えられていくと。そういうことを思いながらの今年ではないかというふうに思っております。

次に、少し進めさせてもらいますけれども、現在は64歳以下40歳以上のいわば第3クールと言われておりますが、大変、感染が広がっている若い世代への接種がいつ行われるのか。

国のワクチン供給が遅れているという報道がありますけれども、もちろん、その中において郡上市も対応ができていくということは間違いありませんが、郡上市が他の市町村にも後れを取らない、そういう市長さんの意気込みと残る郡上市のこれからの若年層の接種計画を御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 先ほど答弁したこと、田中議員さんの今の御質問に含めて御質問をお伺いになっていた点を先走って少し説明した点はお許しいただきたいと思っております。

今、お話がありましたように、郡上市のワクチン接種、いわゆる高齢者の入所施設に入っておられる高齢者、そして一般の高齢者、それから基礎疾患を有する方等々を進めてまいりまして、現在はいわば郡上市としては第3期と銘打っておりますけれども、64歳から40歳の方、こういった方の接種を進めております。

そして、この中にはその年齢層には入らない方でも妊婦の方あるいはその配偶者、パートナーといったような方で希望されている方にも接種いたしているところでございます。

こういう形で進めておるんですが、そしてまた、郡上市は他の市町村と違いまして、いわゆる申込み予約という形を取らないで、あらかじめ希望を取った方々に一定の接種日時や場所を御案内して順次接種しているということで、本当にこれについても市民の皆さんは最大限の協力をいただいているというふうに思っております。

それで、目下、今、第3期の第2週目といたしますか、1回目の方の2週間目という形で進んでおります。打った方は、3週間、間を置かなきゃいけないので、来週は接種がお休みのような形で、次の2週間で2回目を打って終えるということでございまして、この第3週で、ほぼ、数字、概数を申し上げますと、5,500人ぐらいの方の接種を進めているということでございます。

今、盛んに各市町村の接種の状況というものが新聞でも報道されたり、あるいは全国でも放送さ

れておりますが、接種の状況を申し上げますと、VRSというワクチン接種記録システムという国のシステムがあるんですが、これで打ち込まれた情報が入っていった数字が出てくるんですが、現在、できるだけ近日の状況で申し上げますと、9月の15日、昨日で知り得る情報でいいますと、郡上市においては、接種の1回目を受けられた方が2万5,614人、2回目を受けられた方が2万2,031人ということで、接種率もいろんな表し方があるんですが、取りあえず、今、国が接種対象としている12歳以上の郡上市の人口でいいますと3万7,315人という数を推定いたしておりますが、これでいいますと、1回目終了が69%、ほぼ70%、それから、2回目、2回目ということですので終わったということですが、59%ということ、ほぼ6割の方が接種を終えておられるということでございます。

これをまた郡上市の全人口に対する割合でいいますと、1回目で63%、2回目で終わったよという方が半数を超えて54%という数値になっております。

できるだけ、今度、来週から第3期の2回目を打っていくわけですが、そのような形で進んでまいりますと、次のこれからのワクチン接種は10月11日から始める週で打っていきたいと思っておりますが、私たちの考え方では、10月11日から始まる週で、ワクチンさえ供給のめどが立てば、あとは残りの要するに12歳以上の方に打っていきたいと思っておりますが、今、めどが立っているワクチンの供給の内示からすると少し足りないという感じがしております、県のほうもいろんなやりくりも考えてみるよと言ってきておりますので、ワクチンの供給のめどがどのように立つかということによって10月11日から始める第4期がどの程度の規模で行えるかということがあろうかと思っております。

10月の11日から始めるワクチン接種を3週間プラス3週間というペースでやりますと11月の20日までかかります。あるいは、今のように2週間プラス1週間休みを置いて2週間という5週間の計画でいきますと11月の13日で一応終わるということですが、いずれにしろ、この辺の若い年代層の方に待っててもらって恐縮ですけれども、ワクチンの確保をしながら、できるだけいろんな工夫をしながらやっていきたいというふうに思っています。

また、ワクチンの効果についてですけれども、郡上市においてもかなりこの8月は急拡大しておったんですけれども、一定の時期までは50代以降の感染者しか出ませんでした。

しかし、ここへ来て、最近、60代の方がお2人、それから、詳細は分からないんですが、80代の方がお1人、感染されました。これらの方のうち60代の方は65歳未満の方のようでした、ワクチン接種が及んでいなかったかと思っておりますし申し訳なく思っております。

いずれにしろ、そういうことございまして、非常に高齢層に対しては、感染が最近はない、少ないということからすれば、ワクチンの接種効果というのはかなり確実にあるものというふうに推定いたしております。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保) 田中義久議員。

○4番(田中義久) 新聞報道でよく郡上市が後れを取っているのではないかと。こういう心配をしながら見たことがあります。ただいまのお話によりますと、本当に接種状況も伸びており、それから10月14日からの第4期ということですので、ぜひ国のレベルをむしろ前倒しで郡上市に進めていただけるようお願いするところでございます。

また、妊婦さんあるいは家族、そして受験生への御配慮は特に厚くされております。非常に細かいところまでそういうふうにしておるということは非常にありがたいなと思っております。

時間がありませんので急ぎますけれども、ワクチン接種の副反応でございます。

アナフィラキシーショックなどの重い副反応は起きているのか。

そして、その次にお聞きしようと思ったことですが、実際に私の近くでも高熱を発して3週間ぐらい頭痛とか関節痛に苦しまれた方もあります。

そういう場合に国は相談窓口をしっかりとつけて健康被害救済制度というので対応されます。昨日もちょうど37の方が認定されたというふうに出ておりましたけれども、窓口は郡上市の市役所になってくると思います。

そういうところで、さらにこれから若い世代に打っていくときに若い子育て中のお母さんがそういうふうなことになるれば、大変、子育てがなかなか難しいことが起きる。

そして、もう一個は、国策なのに、ワクチン接種によって起きる体の変調や不調に対する診察や検査、これを何とか素早く認定して、それを補填してあげることができないかと。こういうことも思っております。国の救済制度とともに郡上市の親身になった暖かい専門的なフォローが大事だと思っております。

これを併せて健康福祉部長さんからお話を聞きたいと思っております。少し10分くらい残してもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(山川直保) 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長(田口昌彦) それでは、まずはワクチンの副反応の状況を御説明させていただきます。

新型コロナウイルスの接種後に起こりやすい副反応としまして、具体的には、注射した部分の痛み、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢などの症状があり、大部分は接種の翌日をピークに発現することが多いですが、数日以内に回復していかれます。

定期の予防接種などにつきましては、「予防接種法施行規則」第5条に規定する症状を診断した場合は医療機関の開設者や医師に副反応疑い報告を求めています。

任意の予防接種の健康被害についても、医薬品医療機器等法に基づき、薬局開設者、病院もしくは

は診療所の開設者である医薬関係者は副反応疑いなどを独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告することとなっております。

厚生労働省は報告された副反応疑いについて審議会に報告し、専門家による評価を行い、その結果を公表しております。

国内で接種が開始された令和3年2月17日から8月8日を対象期間とする結果の公表では、副反応疑い報告として、ファイザー社ワクチンが9,065万1,661回接種中2万492例、頻度としては0.02%、武田・モデルナ社ワクチンが1,226万1,354回接種中1,564で、頻度としては0.01%。

アナフィラキシーにつきましては、製造販売業者からの報告となりますが、ファイザー社ワクチン2,211件。これは100万回接種した場合に当たっては24件に換算です。武田・モデルナ社ワクチンが125件。こちらも100万回接種当たりでは10件とされております。そのうち専門家によってアナフィラキシーと評価されたものは、ファイザー社ワクチン405件、武田・モデルナ社ワクチン9件となっております。

市におきましては、令和3年4月からワクチン接種が開始されておりますが、副反応の疑いで医薬品医療機器総合機構に報告された事例は8件であり、接種後の気分不快や貧血症状、手のしびれ、息苦しさ、関節痛、発熱などの重くない症状が多く見られます。

ただ、重い症状と思われる事例も1件ございました。医師がアナフィラキシーショックの疑いと報告された事例はこのうちで1件でございます。個人が特定されるおそれがありますので、詳細については御紹介できませんので、よろしくお願いいたします。

続きまして、健康被害に対する制度になります。

予防接種被害救済制度とは接種に係る過失の有無にかかわらず予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものであります。

予防接種を受けた方に副反応による健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたものであると厚生労働省が認定したときは市町村により給付が行われます。

申請に必要な手続等につきましては、予防接種を実施した市町村が相談窓口であり、申請窓口であります。郡上市では健康福祉部健康課が担当課であり、課内の職員の中でも専門職の保健師が相談を受けて手続の説明などの対応を行います。

給付は、ワクチン接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用、入院費あるいは障がいを受けた場合の障害児養育年金、障害年金あるいはお亡くなりになった場合の死亡一時金、葬祭費用、そういったものがあります。

給付手続の流れにつきましては、請求者、これは健康被害を受けられた本人あるいはその家族になりますが、必要書類をそろえて市の窓口へ提出いただくこととなります。必要書類が提出されますと、市では郡上市予防接種健康被害調査委員会を開催しまして調査を実施します。申請後、追加

資料の提出が必要となることもあります。

市に提出された請求書類と郡上市予防接種健康被害調査委員会が調査した資料を県・国に進達し、国の疾病・障害認定審査会に諮問し、認否などについての答申を受け、国、県、市の流れで申請者に結果が通知されます。通常、国が申請を受理してから疾病・障害認定審査会における審議結果を県知事に通知するまで4カ月から1年程度の期間を要するとされております。

今後、市民の皆様には、予防接種救済制度について、健康福祉部健康課が相談窓口であること、周知を徹底して引き続き丁寧な対応を行いたいと思っております。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保) 田中義久議員。

○4番(田中義久) 詳細な御説明ありがとうございました。

今、最後に言われたところ、市民の皆さんにとってみると、どこに行ったらいいんだと。紙に書いてあるのは国の機関のことが書いてあって「市町村にお尋ねください」ですから、健康福祉部健康課、そういうことがしっかり分かるようにしていただきたいのと、それと国の手続をするための御指導だけでなく郡上市単独でも何かしっかり寄り添っていく。

そして、特にさっき言いました子育て中のお母さん、これから起きてくると思いますが、特に2回目のときはつらいと。そういうことになったときに、日本一の子育ての郡上、そういうふうに標榜している郡上市がそういうときでもしっかり守っていきますということを考えていただけると。そういうことを強く望みたいというふうに思います。

同時に、介護してみえる場合、若い世代の方が、お年寄りを大事にしているときに、そのときに不調になると。それも先ほど言いましたように3日ぐらいで治ればいいんですけど、3週間ぐらい続くという事例も中にはあります。ですから、そういう場合に少し応援できる。

今朝、聞いたお話では、愛知県のある市でそういうものを皆さんが助け合う仕組みをつくってみると。そういうものも、市役所の職員が、自らでなくても、そういう形をつくっていくということを奨励していくということもできるんです。そういうことに目を向けていただけるとありがたいなと思います。

時間がなくなってきましたが、最後に医療供給体制ですけれども、言うまでもなく8月の頃には東京都では救急患者6割が搬送されないと。こういうふうな報道がありましたし、何よりも千葉県では感染した妊婦さんの産科医院への受け手がなくて自宅早産となって赤ちゃんが亡くなると。こういう悲しい報道に接しました。

私はお悔やみの気持ちとともに愕然とする思いをしたわけであります。この日本にいてこういうことが起きていると。まさにこれは医療崩壊ではないかというふうに思いました。

もちろん郡上市が都市部と同じとは思いませんけれども、あのまま数字が増えていけば、あるい

は岐阜県の中で調整されたときに郡上が受ける場合も県の調整によってはあると思いますけれども、そういうことを考えると、医療供給体制の確保というのは医療現場の皆さんの御苦勞あるいは逼迫した状況が進めばなかなかそれが確保できない状況もあり得るのかもしれないと思うんです。

ですから、この点については、一つお聞きして、言えることができるかどうか分かりませんが、救急車を呼んでも患者さんを搬送していく病院がないとか1時間も2時間も乗せて100件も電話をかけたけどなんて、これは都市部ですけど、ありましたが、郡上消防本部におきまして救急車でそんなような事態があったのか、あるいはそういう場合にどうされていくのかということと、そして、市長さんが、郡上市民病院、岐阜県北西部地域医療センター白鳥国保病院の開設者でもあります。まさに、医療提供の中で今後の様々な事態に対して市民の命と健康を守る、そのお立場として、もちろん保健所をはじめ県の期間がしっかりここに関与されていることは承知しておりますけれども、市長のそういう強い市民を守る決意、それらをしっかりやっていくんだという、手配をしていくというお話をお聞きしたいというふうに思います。

消防長と市長さん、お時間がありませんけど、よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保） 笹原消防長。

○消防長（笹原克仁） それでは、救急搬送について私のほうからお答えをさせていただきます。

郡上市におきましては病院との連携が十分にできておまして、現在までに、市民のコロナウイルス感染者が搬送できなかった、それから長時間の事案とか、そういったものは発生しておりません。

また、ほかの救急におきましても病院側の受入努力をしていただきまして長時間の現場待機や搬送病院の決定ができなかったりというようなことはございませんでした。

なお、今後、コロナウイルス感染者の受入困難事案が発生したときには次の選択肢として市内の他の病院へ搬送を依頼いたします。それでも受け入れいただけない場合は市外の救急救命センター等へ搬送することになります。

今後も市内外の各病院との連携をさらに密にしまして速やかに搬送できるように努めます。

また、救急隊員は、活動中、長時間にわたり患者さんと接触しなければならない状態となりますので、出場した際には、マスク、ゴーグル、グローブ、感染防護衣等を装着して出場しています。

コロナウイルス感染者を搬送するときには、救急車内のカプセル型のビニールシートで覆いまして、ウイルス等が拡散しないようにし、専用の救急車で感染防止を万全にして業務に当たっております。

以上でございます。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） 医療提供体制についてお話を申し上げます。

まさに、田中議員がお話しになりましたように、この8月の感染爆発では、岐阜県も、これまで、岐阜県の特徴として、自宅療養ゼロ、これを堅持するという事で対策を打っていただいております。

しかしながら、さしも、岐阜県の体制も、8月の20日頃だったでしょうか、宿泊療養病棟もかなりいっぱいになったと。それから、特に入院できる病院への入床率も、病床の使用率も、一時、最高で69.5%と7割まで行きました。

これは、多分、100%まで受け入れるとまだもちろん余地はあるんじゃないかと言われますが、どんなことがあるか分かりませんので、かなり7割というのは限界に近いということだったんだろうと思いますが、そういうことであり、そして、宿泊療養病棟も、ほぼ900人ぐらい宿泊、ホテルに泊まっていたのが。ということで、やむなく自宅療養という形の方もお願いしたと。

こういう方は、若い方で、ほとんどが、無症状、特に悪化するという、どういうことがあるかは分かりませんが、そのリスクが低いと判断される方に申し訳ないけどということで自宅療養をお願いしたということで、自宅療養もピークでは900人ぐらいに達しました。

この頃、岐阜県の古田知事は、何とか病床も増やすし、それから宿泊療養施設も増やすというふうに言っておられて、8月の初めと9月の今現在で、約、病床と宿泊療養を合わせて469床増やしていただきました。

そのような形で、現在は、したがって、入院病床が817床、それから、今度、17日、明日から開設ということになると思いますが、美濃加茂市で宿泊療養ホテルを103床ほど増設するという事で、その増設を含めて1,566床の宿泊療養施設ということでございまして、片一方、収まってきているということもございまして、今日では、今、9月14日時点で病院へ入院しておられる方が340人、したがって病床使用率でいうと41.6%という形でステージ3まで下がりました。それから、宿泊療養者も484人にまで下がりました。それから、自宅療養は2桁の34人まで下がりました。

知事は9月の中旬までには自宅療養を解消したいとおっしゃっていましたが、そういうふうにあまり増えなければそうなるんじゃないかと思っております。したがって、今、峠を越したというか、ピークアウトしたということもあって医療危機は少ししのげたのではないかというふうに思っております。

こういう中で郡上市はどういう役割をしてきたかといいますと、市内の2つの基幹病院で、軽症者、中等者、中等症の方々をそれぞれ受け入れておりました。郡上市の入院病床は単に郡上市民だけでなく、かなり、他の圏域、他市の方々を相当受け入れて、そういう意味ではオール岐阜の医療体制にも貢献してきたというふうに思っております。

そういうことでやっておりますが、そういう片一方では、郡上市もよそへお願いするばかりでなくて、相当、症状の重い方は中濃厚生病院とかいろいろお願いしなきゃいけませんので、そういう

形でやっておりますが、そういう対応をしながら先ほどおっしゃいましたように市民病院も白鳥病院もその他の病院も日常の医療に支障のないように頑張っておっていただくという状態になっております。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保) 田中義久議員。

○4番(田中義久) それぞれ、大変、分かりやすくお話しいただきまして、ありがとうございました。

各現場において懸命な対策を取られ、そして本当に体を張ってやっていただいておりますことに感謝を申し上げたいと思いますし、本当に、市長さんの陣頭指揮と言いますか、それを感じておりまして、敬意を表する次第であります。

本当に市民の皆さんも節度ある言動をされてみえます。ある程度、情報共有をしながら、そして同じ気持ちで向かっていくと。守っていくと、郡上を。そういうことも必要でありますので、今後とも非常に——今日も実は市役所の前でたくさんのこういうものを見てきました。さっき渡辺議員さんも出してみえましたが、とにかく市民の皆さんと共に一体となってこれを乗り越えていきたいと思っております。

どうも今日はありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は14時40分を予定します。

(午後 2時31分)

○議長(山川直保) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時40分)

◇ 田代まさよ 議員

○議長(山川直保) 3番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

3番 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) こんにちは。議長より発言のお許しを頂きましたので、失礼いたします。

郡上市においても、8月14日以降28日まで、毎日、新型コロナウイルス感染者がありました。その後も多くの方が感染されています。

医療従事者の皆様には本当にお疲れさまでございます。心より感謝を申し上げます。行政を行われる方々にも、6月のワクチン接種が始まった折には大変御尽力いただいておりますこと、心より感謝を申し上げます。

私たち一人一人が自分の命は自分で守らなければならないという災害級の事態になっております。いま一度、心を一つにして乗り越えていかなければなりません。そして、感染されました方々が安心して地元に戻ってこられますよう、温かく迎えられるようにシトラスリボンプロジェクトも続けてまいります。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は大きく3つの質問をお願いしておりました。その中の一つはGIGAスクール構想などについてです。こちらは18番議員の質問の内容と回答が似通っておりますので、今回は質問を取りやめさせていただきます。

しかし、9月14日に東京都町田市におきまして小学校6年生の女兒がいじめを受けていたとメモを残して自殺したことを巡り、萩生田文部科学大臣はGIGAスクール構想の先進事例として児童に配られたタブレット端末がいじめに使用されたことを明らかにされました。本当に心が痛みます。

どうぞ、タブレット端末の利用、活用のルールづくりに努めていただき、子どもたちにとって安心安全を基本によりよい対策をしていただきますよう強くお願い申し上げます。

続きまして、2つ目の質問です。新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねいたします。

この質問の中でも3つに分けておりましたが、3つ目の中学生のワクチン接種の対応はというところを1つ目の質問に含めていただき、併せて回答いただきますようお願い申し上げます。

また、この質問も16番議員や4番議員と回答が重なるところがございますので、12歳以上のワクチン接種が進められているというところの市での対応はどのようにお考えでしょうかというところのみにさせていただきたいと思っております。

郡上市での4月からの新型コロナワクチン接種の希望者への接種が始まり、初めに医療従事者や高齢者施設入所者のワクチン接種などが始まって、9月6日からは40代以上の接種希望者が始まりました。12歳以上の接種のことを市ではどのようにお考えかということをご希望いたします。

2つ目に、若い人たちの中には、ワクチンを打ちたくない、ほかの人が打つから打たなくてもいいのではという声も聞かれます。この頃では全国的に新型コロナウイルス感染者が増えていることから若い世代の方の意識も変わってきたように思います。

ワクチン接種は強制ではございませんが、ワクチン接種にまだまだ不安や疑問に思ってみえる方もあると思います。大まかではございますが、幾つかの質問にお答えいただけますでしょうか。

この質問も少し前に考えたものですから、ちょっと前のことになろうかと思いますが、お願いいたします。

今、接種されているワクチンは変異株にも対応できますでしょうか。

また、8月17日に千葉県で新型コロナウイルスに感染した妊婦が急変し、入院先が見つからず自

宅で早産をし、生まれた男児が亡くなるという大変痛ましいことが起きました。その妊婦さんの不安と焦り、そして我が子を守れなかったというつらさを思うと、あつてはならないことです。

そのようなことがあってから郡上市においても早急に対策を取っていただき、妊婦、里帰り妊婦、配偶者やパートナーの方々の優先接種をしていただきましたこと、本当にありがとうございました。

多くの方は既に御理解いただいていることとは思いますが、妊婦やこれからの妊娠を希望する女性の接種の安全性をいま一度お尋ねいたします。

最後に一度感染した方でも新型コロナウイルスワクチンを接種した方がよいのかなどお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、1点目の12歳以上の方へのワクチン接種について御回答させていただきます。

郡上市におきましては、ワクチン接種を進めるに当たりましては、65歳以上の方は自治会の協力を得ての、小学生を除く12歳以上64歳以下の方には、接種券と併せて希望調査を郵送させていただきました。接種を希望される方の数を把握してワクチン供給量や国・県からの方針などを参考に接種会場を定め、接種を進めておる状況です。

なお、小学6年生の世代では接種可能となるのが12歳の誕生日を迎えた日からとなりますので、ワクチンの供給量により接種が可能となった段階で御案内させていただく予定としております。

今後、10月11日以降の接種につきましては39歳以下で接種を希望される方へ年齢の高い方から順に進める予定でございますが、供給されるワクチン量によって年齢を区切って実施せざるを得ない状況でございます。

今後、県へもワクチンの早期供給を依頼しまして、12歳の方も含めて早期に接種が完了するよう努めていきたいと思っております。

中学生や高校生、小学6年生も含めてへの接種につきまして、日本小児科学会では、12歳以上の健康な子どもへの接種は意義があるとした上で、接種に当たって感染拡大予防などのメリットと副反応などのデメリットを本人と保護者が十分理解していること、接種前の丁寧な説明、接種中のリラックスできる声掛け、接種後の健康観察などのきめ細やかな対応を行うために個別接種が望ましいとされております。

また、16歳未満の接種は保護者の同意と同伴が必要となっております。郡上市では保護者同伴の範囲を広げまして18歳以下の方には接種時に保護者の同伴をお願いする予定としております。

なお、ほかの年代と同じように個別接種で配慮しながら進めていく予定としております。

続きまして、2点目のワクチンを不安と思われる方への対応ということで、SNSやメディアで

は新型コロナワクチンに関して様々な情報があふれ、不正確な情報もあり、そういった情報で不安に思われる方も多くあると思います。

厚生労働省の新型コロナワクチンについてのウェブサイトにはQ&Aがあり、御質問いただいた内容も取り上げておりますので、その情報を基にお答えさせていただきます。

まず、変異株へ対応できるのかという御質問ですが、変異株への対応につきましては、一般論としてウイルスは絶えず変異を起こしていくもので、小さな変異でワクチンの効果がなくなるということではないそうです。それぞれの変異株に対するワクチンの有効性がどれくらいあるのかについても確認を進めており、一部を抜粋してお伝えします。

流行状況などの要因の影響が生じやすいので解釈に注意が必要となりますが、実際にワクチンを接種した人と接種していない人の感染や発症の状況を調べる方法では、ファイザー社のワクチンにおいては、アルファ株ではワクチンの有効率に大きな低下は見られず、ベータ株やデルタ株で有効率が少し低下するものの、ワクチンは有効であったという報告があります。

英国公衆衛生庁の報告では、発症予防効果に係るワクチン有効率は、アルファ株で約94%、デルタ株で約88%、またデルタ株による入院を予防する効果は約96%と報告されております。これらのことにより変異株にも高い効果があると言えると思います。

続きまして、妊婦さんへの影響ということで、妊婦やこれから妊娠を希望される女性の接種の安全性については、日本で承認されている新型コロナワクチンが妊娠、胎児、母乳、生殖器に悪影響を及ぼすという報告はなく、産婦人科の関係学会は、妊娠中の時期を問わず、メッセージジャーRNAワクチン、すなわち日本ではファイザー社と武田・モデルナ社のワクチン接種を推奨しています。

また、副反応に関し、妊婦と一般の人に差はなく、副反応の有無にかかわらず、妊娠の異常、流産や早産、その他の異常の頻度はワクチンを打たなかった妊婦と同じであると報告されております。

最後に新型コロナウイルスに感染した人でもワクチンを打てるのかという御質問ですが、一度感染した人の新型コロナワクチン接種については、感染した人でも接種することができ、現時点では通常どおり2回接種をします。一度感染しても再度感染することもあり、むしろ接種を推奨している国もあるということです。

感染後や治療後は治療内容などによって接種まで一定の期間を置く必要がある場合もあるので、いつから接種できるか不明な場合は主治医の先生に御相談いただくよう示されております。

郡上市におきましても接種への不安や疑問に思う方に対しましては厚生労働省などが示しておる情報を基にしながら正確な情報をお伝えしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(3番議員挙手)

○議長（山川直保） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 丁寧な答弁をありがとうございました。

なかなか不安というものはすぐに消えるものではございませんが、またワクチン接種をすれば感染しないということもありません。引き続き、手指消毒、マスク、3密を避け、いろいろな情報に惑わされないよう、またより正しい情報の発信をよろしく願いいたします。

そして、私がお聞きしたところによりますと、一度感染された方で後遺症が残る方がありましたが、ワクチン接種をされることによって後遺症が緩和されていくという事例もあるようです。ぜひとも多くの方にワクチン接種をお願いいたします。

そして、昨日の新聞で愛知県では出産後1年以内の母親も優先接種に加えられたとのこと。市でも検討いただき、早急に対応していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に男女共同参画についてお尋ねいたします。ここでは2つの質問をお願いいたします。

初めに、世界では、国連が中心となり、女性の地位向上や男女平等の取組を進めてきました。昭和50年——1975年の国際婦人年を契機に、その後、10年間を国連婦人の10年とし、昭和54年——1979年には女子差別撤廃条約を採択しました。平成12年——2000年には女性2000年会議が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されました。

国におきましては、昭和60年に女子差別撤廃条約を批准し、同年に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」——いわば男女雇用機会均等法を制定しました。

平成8年——1996年には男女共同参画2000年プランの策定、平成11年——1999年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女参画共同社会の実現が21世紀の社会を決定する重要課題として位置づけられました。

近年では、平成27年——2015年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」——女性活躍推進法が制定され、働く場での活躍を希望する女性の個性と能力が発揮された社会の実現のための取組が進められています。

平成12年——2000年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」——ストーカー規制法、平成13年——2001年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」——DV防止法を制定し、女性に対する暴力を防止する法制度の整備に取り組んでいただいております。

国や県はもとより、郡上市におきましても、平成30年に郡上市男女共同参画推進条例を施行し、人権の尊重、多様な生き方への配慮、方針等の立案や過程への参画、家庭と仕事等の両立、取組への理解と連携の5つの基本理念の下、市民や関係機関が連携・協力し、男女共同参画を進めていくこととしています。

また、令和元年度に第3次郡上市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会を形成するための施策を総合的かつ計画的に推進していますと令和3年3月に発行されました第1次郡上市人権施策推進指針に掲載されています。

また、市で行われましたアンケート調査では、女性に関することで人権上問題なことについて「男は仕事、女は家事・育児など性別による固定的な役割分担意識があること」が42.7%と最も多く、次いで「家事・育児や介護などを男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が42.1%となっています。

女性の人権を尊重するために必要なことについて「家庭生活と職場の両立が容易になるような就業環境の整備を図る」が44.4%と最も高く、次いで「男女が共に共同して家庭生活や地域生活に携われるような社会づくりを推進する」が30.4%となっています。家庭や職場などあらゆる場面で男女が平等に活躍できる意識の醸成や環境づくりが求められますとありました。

そこでお尋ねいたします。市ではどのような取組をされ、男性の意識や女性の意識がそれぞれにおいてどのように変わってきているのか、市長にお考えをお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（山川直保） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えいたします。

男女共同参画あるいは女性の活躍というのは先ほども御指摘になりましたようにいろんな法制度あるいはまた国際的には条約の批准というようなことを通じて進められてきておるわけであります。

郡上市におきましても、先ほどお話がありましたように、平成30年の3月には男女共同参画推進条例を制定する、あるいは、令和元年度であります、令和2年3月には第3次の郡上市男女共同参画プランを策定して様々な取組を推進してきたところでございます。

また、この取組が着実に進んでいるかどうかというようなことにつきましては、関係課で構成する郡上市男女共同参画推進研究会というようなものでいろいろと協議しておりまして、毎年、そうした取組もローリング方式で取り組んでいくことといたしておるところでございます。

特に郡上市で取り組んできたことの特色的なものは、これは平成22年度から取り組んでおりますけれども、男女共同参画フォーラム、いわゆるともいきフェア、こういう集まりを開催しまして、郡上市内で活躍しておられる女性の経営者の方とか様々な方々にいろんな活躍の様子の話をしていただいたり、また、女性だけでなく、こうした男女共同参画の取組を進めている企業、そうした企業がいわば職場自慢コンテストというような形でこんな取組をしているんですよというようなコンテストをやったりとか、様々な、年に1回ですけれども、男女共同参画フォーラムという、ともいきフェアというものの開催を通じて、意識の啓発といいますか、そして取組の推進を図ってきているところであります。

郡上市において男女共同参画とかそうした意識がどの程度どういうふうになっているのかということではありますが、これをとらまえるのはなかなか難しいことではありますが、郡上市においては、5年に1回ずつ、こうした関係のアンケート調査をやっております。

よくなされる質問、設問が、先ほどもお話がありましたけれども、いわゆる男は仕事、女は家庭

に代表されるように、性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように思いますか、そういう考え方についてどう思うかという設問については、「男女とも仕事をし、家事・育児、介護の役割も分かち合うのがよい」という回答をした市民の割合は平成26年度の75.9%から令和元年度では81.4%と5%以上上昇しているというようなことからすると、こうあるべきだという意識については確実にそうした方向へ向かっているのではないかというふうに思います。

そしてまた、いわば、そういう男性と女性が共に家事や育児、介護等を担っていくためにはどうすることが大事だと思いますかという質問に対しては、先ほども御紹介がありましたが、家事・育児、介護等がしやすい労働環境を整備すること、これは単に女性に対して整備するだけでなく男性についてもそうしたことに参画できるように職場環境を整えていくということを含んでおるといいますけれども、そういうことが大事だということに対する回答割合が33.6%と最も高くなっているというようなことをございまして、こうしたことで共同参画意識を高めていくためには様々な環境整備が必要だろうというふうに思っていますし、それは郡上市においても一定の度合いで進みつつあるという認識は持っております。

さはさりながら、一方で、郡上市においても完全にそういう環境が整備されているかといいますと、これは郡上市の調査ではありませんけれども、国の第5次男女共同参画基本計画の中でも、今、地域と大都市とかの人口流出とかそういうような形で若い女性が都会へ行きたがっているというようなことがよく指摘されるわけですが、若い女性の中では、地元にいると何とか古い意識の中で束縛されるというか、そういうことで、進学にしる、就職にしる、都市を目指すのは、地元や親元を離れたがっているという分析もされているところをございまして、これは郡上市においても程度そういう意識というものが若い女性にはあるということではないかというふうに思っておりますが、いずれにしる、そういうことからしますと、男女共同参画、男女平等、こうしたことの意識を醸成していくということは女性のためだけでなく地域のこれからの存続においても非常に大切なことだろうというふうに思っております。

また、一方、そういうことは、そういう事情は、今回、議会のほうにも提出しておりますが、第2次の郡上市総合計画の改定において、総合計画審議会でも、郡上においても、まだまだ、自治会活動、それから祭礼とか、その他、いろんな就職等においても固定的な役割分担意識がまだ残っているのではないかという御指摘もあつたやに聞いております。

いずれにしても、この問題については、市民の皆さんの意識というものをしっかり変えていくといいますか、そういうことが大事だろうというふうに思っています。

また、もう一つ御紹介申し上げますと、市では特に男女共同参画、そういったことを進めるために、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業、こういうようなものを選定してそうした取組を推奨していくということをやっておりますけれども、昨年度も郡上市内に1社がその登

録をして、現在、郡上市内では7社になっているということで、男女ともに、ワーク・ライフ・バランスの確保ということ、その推進ということを通して男女共同参画に取り組むという動きも出ております。まだまだ十分ではないと思いますが、そうしたものもしっかり進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長(山川直保) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御答弁ありがとうございました。

国連の1975年の国際婦人年から見ましても46年の長い年月がたっております。そして、明治の方の思い、大正、昭和の初期の方の女性の方の思いを思いますと本当に心が痛みますが、先人の方々の思いが今本当にここに役に立っているのかとか、生かされているのかということと思うとあまりにも長い年月がかかっているように思います。

子育て日本一、ずっと郡上もって郡上ということ掲げられてみえる郡上市で、男性は仕事、女性は子育て、育児というようなことにまだまだ4割の女性の方が見えるということは本当に逆に言えば寂しいことでございます。

せっかくいろいろなことを掲げられておみえになる郡上市ですので、男性も女性も、市政や会社、そして会社に一緒に参加でき、共につくり上げていける郡上市を、そして、性別に関係なく、固定的な観念も捨て、お互いに助け合える郡上市を目指していろいろな施策を取っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

2つ目に、女性と男性が共に活躍できる社会の実現として女性活躍推進法があります。

その中に、女性に対する採用・昇進等の積極的な提供及びその活用と性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぶ影響への配慮が行われること、職場生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること、女性の職業生活と家庭生活の両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこととあります。

市では、様々な啓発活動や環境の整備、人材育成等が望まれます。女性管理職を増やすための研修は行われていますでしょうか。また、これからの女性管理職の登用についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(山川直保) 日置市長。

○市長(日置敏明) お答えいたしたいと思います。

女性がいろんな面で活躍していくべきであるし、して行ってほしいというのは必ずしも市役所というような組織だけではないと思います。

様々な社会における組織、そうしたものにおいて女性が活躍して行ってほしいというふうに思っ

ておりますが、今、御質問の例を郡上市の市役所の例にとってお話し申し上げますと、今のお話のいわゆる女性活躍推進法という法律に基づきまして一定の従業員規模のあるところは特定事業主行動計画というものを立てることになっておりまして、郡上市におきましても、かなり大きな組織でありますので、そうした郡上市特定事業主行動計画というものを策定しまして組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進することということを目指しております。

そういうものの中で、この計画では、先ほどもお話のありました管理職員における女性の割合といったこと、それから、また、当然、家庭内における男女共同参画を実現するためにも、男性の配偶者の出産休暇等の取得率、それから、また、男女ともにであります、ワーク・ライフ・バランスの実現というようなこともありますので、いわゆる定時退庁、決まった時間に退庁する職員の割合というような3つの数値目標を定めて、ひいてはそのことによって女性の職員の活躍の推進に取り組んでいるというところでございます。

この3つの指標、管理職の女性割合というものを現在の計画では目標として25%というふうに設定いたしておりますが、令和3年度の数値、これは、前年度までに達成した数値というふうに、実績というふうに考えていただきたいと思いますが、少し足りませんが、24%ぐらいのところへ来ております。

また、男性の配偶者が出産時に出産休暇を取るというのを目標値としては80%というふうに掲げておりますけれども、これについては60%ぐらい。

それから、また、定時退庁ということですが、この頃は、大変、コロナであるとかいろいろなことがあって職員には無理をさせておりますけれども、目標値としては75%ということですが、令和2年度辺りの実績でいうと81%ぐらいの職員が定時退庁も実現できているというような形になっております。

そういうことでありますけれども、例えば管理職員に占める女性の割合がほぼ24%になっているというのは、郡上市は市立病院を抱えておりますので、女性の非常に活躍する看護師さんとかそういう職場を抱えておりますので、その関係でほぼ24%になっているということですが、いわゆる一般行政職という職種だけに狭めてみますと管理職員に占める女性の割合はまだまだ10.1%ぐらいということでございます。より一層の取組が必要であるというふうに思っております。

いずれにしても、郡上市においてもこうした女性管理職の登用を進めるということのためには女性職員の皆さんに自信を持ってもらってチャレンジしてもらおうということが大事だというふうに思っております、様々な、既に管理職になって活躍している女性の職員の話をいろいろ女性職員に聞いていただくとか、そういったこと、あるいは女性職員もいろんな形で外部へ出て研修を受けていただく、あるいは、例えば、一例を申し上げますと、中部運輸局の観光部門へ女性を派遣したりなんかしておりますし、その他、市町村アカデミー、そういったところへも女性を派遣したり

ということで外部の職場へもいわば将来の成長ということを期待しながら出しておるといったことがございます。

あるいは、自治大学校、そういったところへも、近年、積極的に女性職員も派遣しておりますし、また、管理職になるためには、当然、係長試験とか課長試験というようなものを受けていただく必要がありますので、それについても積極的に受けてくれということをお願いしております。

近年では、女性の職員のいわばそういう一定の受ける資格ができてからの受験率といいますか、それもかなり上がってきております。年度によって少し数字が前後することもあります。

そして、そういう形でチャレンジしてくれる女性職員の合格率は高いです。そういうことで、しっかり郡上市を支える屋台骨として活躍してもらいたいというふうに思っております。

近年、これも年度によって少し違いますが、前後しますが、新規採用の職員もかなり女性の多い年度がございまして、こうした新規採用職員の中から、将来の課長、部長、ひょっとすると、副市長、市長が出るかもしれないという期待を持ちながら、私たちは女性職員の皆さんの活躍を期待するとともにそういう意味で環境を整えていく必要があるというふうに思っておりまして、将来の成長を期待しながら、そして適切な職場環境もつくっていききたいというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長(山川直保) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御答弁ありがとうございます。本当に将来が楽しみな回答を頂きまして、ありがとうございます。

私事で申し訳ないんですが、この3月までに行政のほうに女性の部長さんが見えになりまして、その方が見えになるだけで、私はこちら側に座っておりますが、こちら側から見ると、本当に一生懸命頑張ってみえる姿を見ると、私も頑張らなければいけないという思いにさせられ、本当に励みになり、うれしく思いました。

そして、私たち女性はそういう頑張ってみえる女性を見るとこっちも頑張らなければいけないという思いが余計強くなり、余計頑張れるということがあるかもしれません。

そして、女性もいろんな試験を受けていただき、そうすると本当に家庭生活も大変になろうかと思いますが、そういうことも十分御理解いただき、女性の管理職を大いに増やしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(山川直保) 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(山川直保) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 3時20分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 長 岡 文 男

郡上市議会議員 田 代 まさよ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員